ともに支えあう地域の中で すべての人が輝くまち

٠

ゎ ち う が U ゃ 131 H LI か <

不

 \triangleright

 \triangleright

G

C

I

2008-2012

平成20年度—平成24年度

平成20年3月 川口市

はじめに

本市では「ノーマライゼーション及びリハビリテーション」の理念に基づき、障害のある人もない人も地域社会の一員として共に地域で生活できるよう、平成10年3月に「みんなで創る誰もがいきいきと暮らせる街かわぐち」を基本目標に、平成10年4月から20年3月までの10年間を計画期間とする「川口市障害者福祉計画」を策定し、障害者施策の充実・向上をめざし各種施策を推進して参りました。



この間、障害者を取り巻く環境は、障害者の重度化・重複化・高齢化や法改正等大きく変化したことから、平成15年3月には計画を改訂し、障害者のニーズに即した障害者福祉施策に取り組んできましたが、改訂以降も支援費制度の導入や障害者自立支援法が施行されてきたところであります。

本市では、既存の障害者福祉計画が20年3月をもって終了することから、新たに、 社会情勢の大きな変化を見据えた「川口市障害者福祉計画」を策定しました。

本計画は平成20年4月からの5年計画として、これまでの障害者福祉計画を踏まえるとともに、「ノーマライゼーション」・「リハビリテーション」・「ソーシャル・インクルージョン(地域で支えあう)」を基本的な考え方とし、「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」を基本理念として、障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療、福祉、保育・療育、教育、雇用等の分野において、障害者に対する支援を総合的且つ計画的に推進するための基本方針と施策の方向を明らかにしております。

「ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち」の実現には、市民と行政が 一体となり、ともに考え協力し施策を実施していく関係を創り出すことが必要であり ます。

私は、市長就任以来「人づくりなくして郷土づくりなし」との観点から市民が参加 し、自らのまちを創る「人づくり市民運動」を展開しておりますが、本計画の実施に つきましても市民との連携と協働により推進して参りたいと考えております。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を頂きました川口市障害者福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、障害者の方々、関係各位に対し、心からお礼を申し上げますとともに、この計画の推進につきましても、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年3月

目 次

かわぐち し しょうがいしゃふく し けい かく かんとう 川口市 障 害者福祉計画 巻頭のことば	
かわぐち し しょうがいしゃふく し けいかく だいしょう しょうがい はん い 川口市 障 害者福祉計画において対 象 とする 障 害の範囲	2
そう ろん ☆☆ 4 4元 ・ 4分 =☆	-
第1編 総 論	
1 計画の概要	
1-1 計画改訂の背景と目的	
1-2 「障害者福祉計画」と「障害者自立支援福祉計画」	6
1ー3 本市における「障害者福祉計画」の位置づけ	
1-4 計画期間	10
けいかく きほんてき かんが かた 2 計画の基本的な 考 え方	
2-1 計画の基本理念	11
e ほんもくひょう 2 -2 基本目標	12
2-3 基本テーマ	
し さく たいけい 2-4 施策の体系	
かくろん ぐ たいてき しさく じぎょう てんかい	0.4
第2編 各論 一具体的な施策・事業の展開ー	
権利擁護	
基本テーマ1 障 害者の権利擁護と 心 のバリアフリー*の推進	22
1-1 現状と課題	22
1-2 施策・事業	24
じりっし ぇね 自立支援	30
きほん ちいき しょうがいしゃ じりつ しえん 基本テーマ2 地域における障 害 者の自立支援	30
^{げんじょう か だい} 2 -1 現 状と課題	30
2-2 施策・事業	
きほん しょうがい そうきはっけん しょうがいしゃ けんこう しえん 基本テーマ3 障害の早期発見や障害者の健康づくりの支援	
3-1 現状と課題	
しさく じぎょう	4.0
3-2 施策・事 業	42

社	É会参加	45
* 基	ほん しょうがいしゃ しゃかいさんか かつどう しぇん 森 テーマ4 障 害者の社会参加・活動の支援	45
	4-1 現状と課題	45
	d-2 施策・事業	47
* 基	ほん しょうがいじ かてい しぇん 本テーマ5 障 害児とその家庭への支援	52
	5-1 現状と課題	52
	5-2 施策・事業	54
きょ	き せい も 生	
ŧ	ほん しょうがいしゃ あんぜん あんしん 本テーマ6 障害者にとって安全・安心のまちづくり	
	6-1 現状と課題	57
	し e く じ ぎょう 6-2 施策・事業	
2	各主体の役割	
	lsj^^ん 料 編	73
	けいかくさくてい けいか 計画策定の経過	
	じょう い かんれんけいかく せい り 上 位 • 関連計画の整理	
3	しょうがいしゃ げんじょう 障 害者の現 状	87
4	かわぐち し しょうがいしゃふく し けいかくさくてい い いんかい 川口市障害者福祉計画策定委員会	
	かわぐち し しょうがいしゃふく し けいかくさくてい い いんかいせんもん ぶ かい 川口市障害者福祉計画策定委員会専門部会	
	しょうがいふくし かんれんだんたい ちょう さ けっ か 障 害福祉関連団体アンケート調 査結果	
	しょうがいしゃ い けんこうかんかい いっ か 障 害者意見交換会の結果	
s ? 用	うこしゅう]語集	112

本報告書では、※印を付した用語について、巻末の用語集に解説を掲載しています。

かわぐち ししょうがいしゃふく しけいかく かんとう 川口市 障 害者福祉計画 巻頭のことば

「障害がある」とはどういうことをいうのでしょうか。

これまでは、障害というと、大きく身体障害*、知的障害*、精神障害*のことを指していました。

しかし最近では、これら3つの区分以外にも、発達障害や高次脳機能障害*、重複障害、難病*など、さまざまな種類・程度の障害が明らかになりつつあり、国の法律や制度による対策が求められています。

障害には、生まれたときからの障害(先天的な障害)もあれば、成長過程や事故などで起こる障害(後天的な障害)もあります。先天的な障害は一定の割合で発生すると考えられています。

何らかの障害を抱えて暮らしている人は、実は私たちの周りにもたくさんいます。 厚生労働省の「障害者白書(平成19年度版)」によれば、わが国において精神疾患で 医療機関を受診している人は、平成17年で302万人にのぼります。

障害のために、他の人と同じ速さで歩いたり、自分の言いたいことを上手に伝えられないことがあります。街のなかの階段の上り下りが困難だったり、標識などの案内の意味がわからないこともあります。

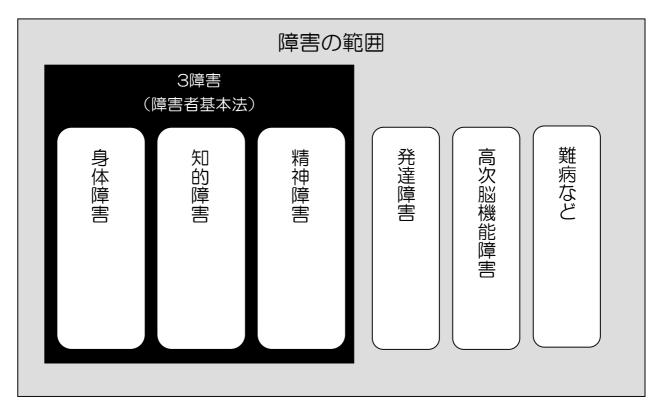
しかし、こうした不便や不自由は、周りの人のちょっとした心配りや、障害に配慮した設備などによって、解消したり軽減したりできるものです。

障害のために困っている人は「遠くの誰か」ではなく、実は「隣の誰か」であり、 ひょっとすると「将来の自分」かもしれません。

川口市障害者福祉計画は、「障害がある人のための福祉」を考えた計画です。障害がある人もない人も一緒に考え協力しながら、障害による暮らしの不便や不自由をできるだけなくし、すべての人が地域で安心して暮らし続けられる川口市にしていくための計画です。

かわぐち ししょうがいしゃふく しけいかく たいしょう しょうがい はんい 川口市障害者福祉計画において対象とする障害の範囲

本計画では、身体障害・知的障害・精神障害のいわゆる3障害のある方のほか、発達障害者支援法第2条に規定される発達障害のある方、高次脳機能障害のある方並びに難病患者の方等を対象とします。



本計画の対象とする障害の範囲

国連の「障害者の権利宣言」や「国際生活機能分類」において、生活上の困難に着目して障害者を定義することが国際的な流れであることを踏まえ、障害があるために日常生活に困難等があり、福祉サービスを必要とする障害者が適切に利用できるしくみや意識啓発が重要な課題であると考えました。

今回、新たに策定した本計画においても、発達障害のある方や高次脳機能障害、難病患者の方に対する施策・事業が十分に確保されたとはいえない状況にあり、今後、 具体的な支援のあり方や実施すべき施策について、国や県の動向を踏まえながら、継続的に検討していくこととします。

第1編

そう 総

ろん **論**

第1編総論

1 計画の概要

1-1 計画改訂の背景と目的

本市では、平成14年度に「川口市障害者福祉計画(計画期間:平成10年度~平成19年度)」を改訂し、「ノーマライゼーション*及びリハビリテーション*」の基本理念のもと、「みんなで創る だれもがいきいきと暮らせる街 かわぐち」を基本目標として総合的な障害者施策を展開してきました。

それ以降、平成15年4月の「支援費制度(利用者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する制度)」のスタート、平成16年の障害者基本法*改正(障害者差別の禁止)、平成17年11月の障害者自立支援法*成立など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

なお、障害者自立支援法*の成立を踏まえ、本市では平成18年度に「川口市障害者自立支援福祉計画」を策定し、法に基づく障害福祉サービス等の見込量や、それを確保するための方策などについて定めたところです。

一方、福祉サービス以外にも、健康づくり、地域の福祉基盤の強化、教育、社会参加の促進、やさしいまちづくりなど様々な分野にわたるものがあり、障害者が安心して暮らしていけるよう、効果的な施策を推進する必要があります。

そこで、近年の社会情勢や障害者ニーズを充分に踏まえ、障害者の暮らしにかかわる総合的な施策を展開するため、新たに「川口市障害者福祉計画」を策定することといたしました。

1-2「障害者福祉計画」と「障害者自立支援福祉計画」

現在、本市には、障害者にかかわる行政計画として、「川口市障害者福祉計画(平成15年3月)」と「川口市障害者自立支援福祉計画(平成19年3月」の2つがあります。

●「川口市障害者福祉計画」

「川口市障害者福祉計画」は、障害者基本法*第9条第3項にもとづき策定するもので、本市における障害者に対する総合的な施策について基本計画を定めるものです。

【施策の内容】

障害者の権利擁護、社会参加、保育・療育、教育、保健・医療・福祉、移動 手段・生活環境、市民への意識啓発など様々な施策の展開が必要。また、障害 者自立支援福祉計画に盛り込まれている障害福祉サービスのあり方についても 包含する。

●「川口市障害者自立支援福祉計画」

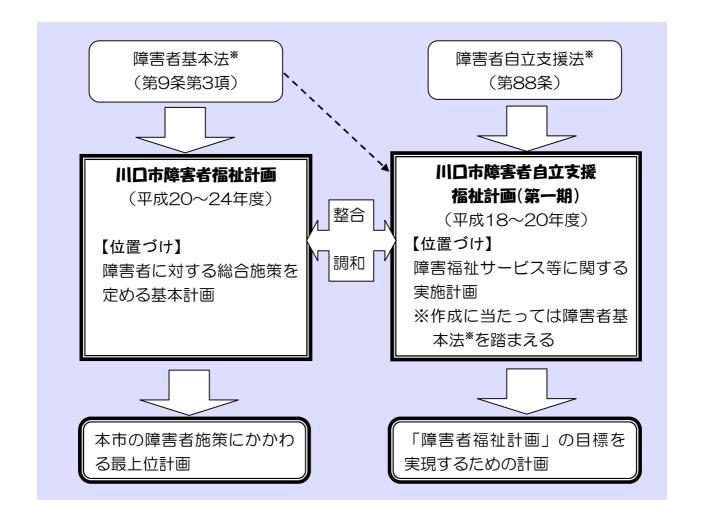
「川口市障害者自立支援福祉計画」は障害者自立支援法*第88条にもとづき策定するもので、同法に基づく<u>障害福祉サービスの充実と円滑なサービス提供のための</u>取組みを示す実施計画として定めるものです。

【施策の内容】

生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業(いずれも障害者自立支援法*に規定される)の提供体制の整備とともに、サービスの必要見込量の設定、見込量確保のための方策等を定める。

以上、2つの計画の趣旨を考慮すると、「川口市障害者福祉計画」は本市の障害者施策にかかわる最上位計画として位置づけられるとともに、「川口市障害者自立支援福祉計画」は「川口市障害者福祉計画」を実現させるための実施計画として位置づけられます。

「川口市障害者福祉計画」と「川口市障害者自立支援福祉計画」の性格



1-3 本市における「障害者福祉計画」の位置づけ

(1)上位・関連計画

(⇒詳細は75ページ以降参照)

①第3次川口市総合計画

市の最上位計画である「第3次川口市総合計画(基本構想・基本計画)」は平成12年に策定されましたが、新たな行政課題への対応、各種法改正、社会経済状況への変化などを背景として、平成19年4月に基本計画が改訂されました〔第3次川口市総合計画改訂基本計画(平成19~22年度)〕。

改訂基本計画では、基本構想に掲げる5つの基本目標と施策の大綱に沿って、 行政分野別計画を示していますが、「健やかな川口をつくる〜安心できる生活環 境整備の推進」では、「障害者を支える仕組づくりの推進」「障害者の生活安定 化の推進」などの方向性が示されています。

②川口市地域福祉計画(きらり川口 地域ふれあいプラン)

平成16年3月に策定された「川口市地域福祉計画(きらり川口 地域ふれあい プラン)」は、高齢者、障害者、子どもを含むすべての地域住民に対して、地域 福祉を推進する上での共通の理念と具体的な施策を示しています。

地域福祉計画*の基本施策である「地域コミュニティ活動の活性化」「福祉サービスの充実」「ユニバーサルデザイン*のまちづくり」等は、障害者に対する福祉の向上にもつながる共通課題と言えます。

(2)上位・関連計画と「障害者福祉計画」の関係

- ●「障害者福祉計画」は、「川口市総合計画」における障害福祉分野の個別計画と して位置づけられることから、同計画との整合を図ります。
- ●「障害者福祉計画」は、本市の地域福祉にかかわる施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「川口市地域福祉計画(平成16~25年度)」との整合を図ります。
- ●障害者自立支援法*に基づき策定された「川口市障害者自立支援福祉計画」の上位計画として位置づけます。

第3次川口市総合計画

基本構想(平成12~22年)

■将来都市像

緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口

■施策の大綱

- 1.健やかな川口をつくる
- 2.彩り豊かな川口をつくる
- 3.にぎわいある川口をつくる
- 4.やすらぎのある川口をつくる
- 5.発展性ある川口をつくる
- 6.であいのある川口をつくる

改訂基本計画(平成19~22年)

- ■行政分野別計画(抜粋)
 - 1. 健やかな川口をつくる
 - イ安心できる生活環境整備の推進
 - ◎障害者を支える仕組づくりの推進
 - ●社会参加と相互理解の促進
 - ●保健・医療サービスの充実
 - ●福祉サービスの充実
 - ◎障害者の生活安定化の推進
 - ●就学・就業環境の整備
 - ●生活環境の整備

整合

川口市地域福祉計画(平成16~25年度)

■基本理念 きらり川口 地域ふれあいのまちづくり

■基本目標

1. 福祉コミュニティ活動の活性化

新たな隣・近所づきあい文化の創造/地域特性を活かした福祉コミュニティの 形成/若い世代の参加促進/住民活動の拠点施設の整備

2. 福祉サービスの充実

福祉サービス基盤の拡充/サービス総合化の推進/地域福祉人材の育成/地域福祉団体活動の整備

3. 福祉サービスの利用環境づくり

利用者意識の向上/サービス情報提供体制の充実/自己実現の支援/苦情解決、権利擁護の推進

4. ユニバーサルデザインのまちづくり

公共公益施設、移動・情報伝達手段のユニバーサルデザイン化の推進/心のバリアフリーの推進/ボランティアの育成・活動支援

整合調和

川口市障害者福祉計画(平成20~24年度)

障害者自立支援福祉計画 (第1期 平成18~20年度)

上位・関連計画との関連性

整合

1-4 計画期間

新しい「川口市障害者福祉計画」は平成20年度を初年度とし、計画期間は平成24年度までの5年間とします。

なお「川口市障害者自立支援福祉計画」の期間は、第1期が平成18~20年度、第2期が平成21~23年度です。

このため、新しい「川口市障害者福祉計画」は、「川口市障害者自立支援福祉計画」その他関連計画との整合を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを 図っていくこととします。

計画期間

計画名	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
川口市第3次総合計画 (改訂基本計画)			平成19~	~22年度			
川口市地域福祉計画	平成16~25年度						
川口市障害者福祉計画	(前回) 平成14~19年度			平点	(新計画) 320~249	年度	
川口市障害者自立支援 福祉計画	(第1期;現行) 平成18~20年度				(第2期)		

2 計画の基本的な考え方

2-1 計画の基本理念

基本理念は、計画の根幹をなす考え方となるものです。 新しい「障害者福祉計画」では、基本理念を次のように設定します。

ともに支えあう地域の中で、すべての人が輝くまち

【基本的な考え方】

- ●すべての市民は、障害の有無にかかわらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害者も例外なく、地域社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化その他のあらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- ●本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常な状況であるとする考え方(ノーマライゼーション*)と、障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざす(リハビリテーション*)の理念のもとに推進されてきました。
- ●本計画では、「ノーマライゼーション*」「リハビリテーション*」の理念に加え、すべての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン*」の視点も踏まえ、障害者が地域の中でともに生活できる社会の実現をめざします。

2-2 基本目標

新しい「障害者福祉計画」がめざしていく目標は、次の3点とします。

もくひょう しみん 自標 1 市民だれもが自分らしく生きることのできる環境づくり

- ■自分らしい生活を自らの意思で主体的に選択し、地域の中で自立した生活を送る ことができる環境を整備することが必要です。
- ⇒川口市は、障害者の社会活動を促進し、一人ひとりが自分らしく生きていくことのできる 地域社会の形成をめざします。

もくひょう 目標2 みんなで支えあい、共生できる地域づくり

- ■障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者を取り巻く地域の人々が相 互に交流を図り、ともに支えていく共生社会の実現が必要です。そのためには、 地域での人のつながりを大切にし、ともに助けあう関係をつくることが必要です。
- ⇒川口市は、すべての人々が相互に理解し、地域で支えあうことのできる共生社会の形成 をめざします。

もくひょう 目標3 すべての人々にとってバリアのない社会づくり

- ■障害者が生活環境、社会のしくみ、人々の意識等のバリアによって、社会への参加が妨げられることのない社会が求められています。誰もが利用しやすい環境づくりの視点に立ち、社会の様々なバリアをなくすとともに新たなバリアをつくらないことが必要です。
- ⇒川口市は、障害者にとって快適な暮らしを支援するため、すべての人々にとって安全・安心・快適で利用しやすいユニバーサル*な社会づくりをめざします。

2-3 基本テーマ

基本目標を実現させるために取り組むべき課題を、計画の「基本テーマ」として 整理すると、次のとおりです。

thん りょうご **権利擁護**

基本テーマ1 障害者の権利擁護と心のバリアフリーの推進

- ★意思伝達能力が充分でないため、権利を侵害されやすい障害者の権利擁護に努め ます。
- ★障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深めていくため、様々な機会を通じた広報・啓発活動や福祉教育を推進します。
- ★支えあいの社会づくりは人づくりとの観点に立ち、福祉意識の啓発を行うととも に、ボランティアなどの福祉活動を支援し人々の積極的な参加を促進します。

じりつしえん自立支援

基本テーマ2 地域における障害者の自立支援

- ★障害者への情報提供体制を充実します。また、身近なところで相談が受けられ、 必要に応じてサービス利用に結び付けられるよう、相談体制及びケアマネジメント*体制の一層の充実を図ります。
- ★地域における障害者の生活支援の基盤として、障害者のニーズに応じた福祉サービスを提供するとともに、サービスの質の向上に努めます。
- ★障害者の生活を支援する各種施策・制度の周知と利用促進を図ります。

ました。 しょうがい そう き はっけん しょうがいしゃ けんこう しょえん 基本テーマ3 障害の早期発見や障害者の健康づくりの支援

- ★健やかな暮らしを支援するため、地域における障害者への各種保健活動と医療体制を充実します。
- ★精神保健施策の充実に努めるとともに、精神障害者の退院後の地域生活の支援を 充実します。

しゃかいさんか 社会参加

基本テーマ4 障害者の社会参加・活動の支援

- ★一般雇用はもとより、福祉的就労も含め、障害者一人ひとりの労働意欲を尊重し 就労を支援するとともに、事業者等に対しては雇用の促進を図ります。
- ★視覚や聴覚などに障害のある人に対するコミュニケーション手段や情報伝達手段 を確保・充実し、社会参加の促進を図ります。
- ★障害者の文化・芸術、スポーツ・レクリエーション活動の支援や生涯学習の機会 の充実を図ります。

基本テーマ5 障害児とその家庭への支援

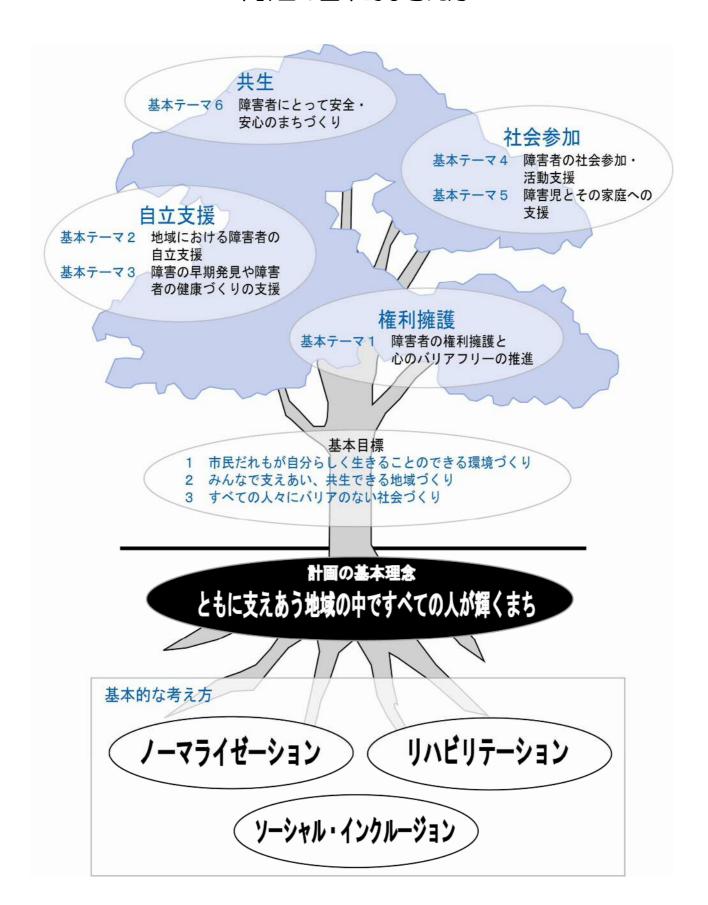
- ★障害の特性や状況に応じた保育・教育体制の充実に努めます。また、障害の早期発見・早期訓練のための療育*体制の充実に努め、障害の特性を踏まえた個別のニーズに対応できるよう療育*相談機能の充実を図ります。
- ★障害児とその家族、学校に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた教育環境づくりに努めます。
- ★関係機関の連携により、学校教育期にある障害児とその家庭への様々な支援を充 実します。

きょうせい 共生

基本テーマ6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

- ★障害者にとってやさしいまちづくりを進めるため、住まい、都市基盤施設、公共 施設の整備・改善を進めます。
- ★障害者の社会参加を促進するため、安全で快適な移動手段の整備・確保を進める とともに外出支援の充実を図ります。
- ★障害者が安心して生活を送ることができるよう、地域における防災・防犯体制の 充実を図ります。

本計画の基本的な考え方



2-4 施策の体系

けいかく きほんりねん 【計画の基本理念】

ともに支えあう地域の中で、 すべての人が輝くまち

【基本的な考え方】

きほんもくひょう

もくひょう **月標**

市民だれもが自分らしく生きる ことのできる環境づくり

もくひょう **目標2**

みんなで支えあい、 共生でき る地域づくり

^{もくひょう} 目標3

すべての人々にとってバリア のない社会づくり

ノーマライゼーション*

障害のある人もない人も一緒に地域で生活することが正常 な状況であるとする考え方

リハビリテーション*

障害者の主体性及び社会的・経済的・精神的な自立をめざ していくという考え方

ソーシャル・インクルージョン*

すべての人が排除・差別されることなく、互いに認め合い、地域全体で包み込み・支えあっていくという考え方

【基本テーマ】

し きく てんかいほうこう 【施策の展開方向】

けんりょうご 権利擁護

基本テーマ1

障害者の権利擁護と心の バリアフリー*の推進

- けんりょうごだいせい じゅうじつ1-1 権利擁護体制の充実
- 1-2 啓発活動・福祉教育の推進
- 1-3 地域における支えあい活動の推進

じめつしえん自立支援

基本テーマ2

地域における障害者の首立 支援

- 2-1 情報提供・相談体制の充実
- 2-2 日常生活を支える福祉サービスの充実
- 2-3 生活支援のための施策・制度の推進
- はなからとう じゅうじつ ちいきせいかつ しえん 3-1 保健活動の充実・地域生活の支援

基本テーマ3

障害の早期発見や障害者の健康づくりの支援

3-2 医療体制の充実

しゃかいさん か社会参加

基本テーマ4

障害者の社会参加・活動の 支援

- 4-1 就労の促進
- し えん じゅうじつ 4-2 コミュニケーション支援の充実
- しょうがいがくしゅう じゅうじつ 4-3 スポーツ・レクリエーション、生 涯 学 習の充 実

基本テーマ5

障害児とその家庭への支援

- 5-1 障害児の保育・教育体制の充実
- 5-2 療育*体制の充実
- 5-3 障害児の健全な育成支援

きょうせい 共生

基本テーマ6

障害者にとって要全・ 愛心のまちづくり

- りょうこう じゅうたくかんきょうせい び 6-1 良好な住宅環境整備
- 6-2 障害者にとって快適な施設整備
- 6-3 障害者の外出支援と移動手段の確保
- 6-4 防災体制の充実

第2編

かく 各

ろん

ぐ たいてき し さく じ ぎょう てんかい 一具体的な施策・事業の展開ー

かくろん く たいてき し さく じ ぎょう てんかい 第2編 各論 一具体的な施策・事業の展開ー

しさく じぎょう てんかい あ 施策・事業の展開に当たって

◆具体的な施策・事業の整理について

市の障害福祉施策全体について整理するため、本編で掲げる具体的な施策・事業については、市が独自に推進する「一般事業」のほか、「川口市自立支援福祉計画」に示されている各種福祉サービスについても併せて示すこととします。

本計画に掲載する施策・事業の区分			
■一般事業	「自立支援給付」や「地域生活支援事業」に該当しない施		
	策・事業で、市が独自に行うもの。		
■自立支援給付	障害者自立支援法*に規定された自立支援給付に基づき、身		
	体・知的・精神障害者等に実施する障害福祉サービス		
■地域生活支援事業	障害者自立支援法*に規定された地域生活支援事業に基づ		
	き、身体・知的・精神障害者等に実施するもの		

なお、自立支援給付及び地域生活支援事業については、サービスの概要のみを示します。各種のサービス見込量その他詳細については、「川口市自立支援福祉計画」をご覧下さい。

ゖんりょうご 権利擁護

まほん しょうがいしゃ けんりょう ここころ まいしん 基本テーマ1 障害者の権利擁護と 心のバリアフリー*の推進

1-1 現状と課題

(1) 現在の取組み 状 況

- ●障害についての理解を広げる啓発活動として、広報かわぐちの「市長のふれあい訪問」等で障害者団体やその活動を紹介するとともに、12月3日から9日の「障害者週間*」を中心に、各種障害者団体と連携した記念事業を開催しています。
- ●学校教育の面では、市内小・中学校ではボランティア*・福祉教育を全体計画及び年間指導計画に位置づけるとともに、障害者への理解を深めるための交流及び共同学習の啓発に努めています。また、支援籍学習*を実施し、ノーマライゼーション*の理念に基づく教育の推進に努めています。
- ●地域における支えあい活動の推進として、障害者団体の育成や活動支援のほか、 社会福祉協議会等と連携したホームヘルパー*やボランティア*の育成支援を進めています。
- ●市では平成16年度から25年度を計画期間とする地域福祉計画*『きらり川口地域ふれあいプラン』を策定しており、「地域ふれあいのまちづくり」を基本理念とした取組みを進めています。

(2)アンケートや意見交換会に寄せられたご意見

- ●障害への理解を深めるためには地域の人たちとのさらなる交流の機会が必要という意見のほか、障害種別でも状況が異なるため、障害者同士の交流の場を求める声も聞かれました。
- ●防犯や防災の面からも、例えば大規模災害時の避難などでは障害者自身からの情報開示や地域の理解・協力が重要であり、そのきっかけとして地域の避難訓練へ障害者も積極的に参加してはどうかという提案も出されました。
- ●障害によっては意思の伝達が十分できないことや周辺環境の変化に急には対応できずパニックを起こすことがあり、障害者が誤解や権利侵害を受ける事例も聞かれました。
- ●地域のさまざまな行事や会に障害者が参加するためには、障害者側からの意思だけでなく、外出支援サービスやボランティア*による介助なども含めた受け入れ体制づくりも必要という声もありました。

(3) 計画の課題

- ☆平成17年10月に成立した障害者自立支援法*では、必要なサービスを利用しながら障害者本人が自立した日常生活を営むことを目的としています。 "親なき後"の暮らしを見据え、できるだけ自立した生活をしたいと考える障害者もいる一方で、近年は障害者を狙った詐欺やマルチ商法*などの被害もでています。
- ☆障害の特性によっては、個人で正しく判断することが難しい、意思伝達能力が 充分でないなどの理由で権利の侵害や不利益を受けやすいため、今後は障害者 の権利擁護対策を充実していく必要があります。



1-2 (1)権利擁護体制の充実

- ☆川口市の障害者総数は平成18年度末で13,477人おり、年々増加傾向にあります。知的障害者や精神障害者も増加しており、市では広報や教育現場などを通じて障害者に関する理解・啓発を進めていますが、市民への理解浸透はまだ十分とはいえない状況です。
- ☆障害者を取り巻く法律の改正などにより、障害のあるなしにかかわらず地域で 誰もがあたりまえに暮らす社会の構築が求められており、今後もさまざまな機 会を通じた広報・啓発活動や交流機会の確保、福祉教育・障害児理解教育・特 別支援教育の推進を通して、障害や障害者に対する理解をより一層深めていく 必要があります。



1-2 (2) 啓発活動・福祉教育の推進

- ☆近年、防災・防犯面や福祉の面において隣近所の声のかけあいや地域での支え あいの重要性が見直されつつあり、川口市では平成16年に地域福祉計画*を策 定し、地域ふれあいのまちづくりを進めています。障害者にとっても、日常の 場面はもとより、大規模災害などの緊急時には周囲の住民の理解や手助けが不 可欠であり、そのための体制整備が求められています。
- ☆このため、福祉意識の啓発とともに地域での福祉活動の活性化や市民の参加促進を図り、地域住民による支えあい活動を一層推進していく必要があります。



1-2 (3) 地域における支えあい活動の推進

1-2 施策・事業

th りょうごたいせい じゅうじつ (1)権利擁護体制の充実

障害のある人が安心して活動するためには、選択、契約といった行為が保障される地域社会づくりが必要です。

そのため、障害者の権利が尊重されるような事業の充実を図ります。

■一般事業

りょうしゃ けんりょうご しょうがいふくし か1. 利用者の権利擁護(障害福祉課)

施策の内容

県社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業*と市が実施する成年後見人審判申し立て 等を利用した権利擁護の支援を継続して実施していきます。

■地域生活支援事業

2. 成年後見制度*利用支援事業(障害福祉課)

施策の内容

障害福祉サービスを利用または利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者または精神 障害者が成年後見制度*を利用する場合、申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及 び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

(2) 啓発活動・福祉 教 育の推進

すべての地域住民の障害者の理解を進めるため、様々な機会を通した啓発活動 と福祉教育を推進していきます。

■一般事業

しょうがいしゃ りかい きょうかん うなが ちいきしゃかい すいしん しょうがいふく し か1. 障 害者の理解と 共 感を 促 す地域社会づくりの推進(障害福祉課)

施策の内容

地域住民一人ひとりが障害者を正しく理解する社会の基礎をつくるため、次の施策を実施・ 検討していきます。

- 「障害者週間記念事業」や「たたらまつり」など、各イベントへの障害者や障害者団体の 参加を支援し、地域との交流の促進を図ります。
- 川口市社会福祉協議会と密に連携を図りながら、障害者とボランティア*団体との交流を推進していきます。
- ・障害の種別にとらわれず、障害者同士が自主的・定期的に意見を交換する機会づくりを、 障害者団体等に促していきます。

2. 高次脳機能障害の正しい理解の促進(障害福祉課) 新規

施策の内容

高次能機能障害のある人が地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、高次能機 能障害に対する正しい理解を深めるための啓発を行います。

はったつしょうがい ただ りかい そくしん しょうがいふく しか 3. 発達 障害の正しい理解の促進(障害福祉課) 新規

施策の内容

発達障害のある人が地域において円滑な社会生活を送ることができるよう、「発達障害者支援法*」や発達障害に対する正しい理解を深めるための啓発を行います。

こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう けいはつ ふか きょういく すいしん しどう か4. 交流 及び 共同学習の啓発を深める教育の推進(指導課)

施策の内容

学校訪問等を活かすことにより、障害者の正しい理解の推進をめざしています。

5. 小・中学校におけるボランティア*・福祉教育全体計画及び年間指導計画 では、 じゅうじっ しどう か の作成・充実(指導課)

施策の内容

市内小・中学校の児童生徒に対して、障害者施設において実習を行うなど、ボランティア*・福祉教育を教育課程に位置づけ、教育活動全体を通して計画的に福祉の心を育てます。また、全体計画及び年間指導計画の作成状況を調査し、改善指導の強化に努めます。

るくしきょういくしどうしりょうしゅう はっこう しどうか6. 福祉教育指導資料集の発行(指導課)

施策の内容

国や県の動向を踏まえ、資料の内容の研究をしていきます。

7. 研究委嘱校における特別支援教育の拡充・深化(指導課)

施策の内容

研究委嘱校を推奨しながら、各学校において、社会の一員としての自覚をもち意欲的に行動できる生徒の育成を研究主題として、生命や自然を大切にする心、助け合い協力する心、相手を尊重する心、自主的に活動する心の育成を推進します。

8. 福祉協力校の指定(指導課)

施策の内容

小学校児童に対する心の福祉の啓発と、社会福祉への関心及び理解を深めることを目的として協力校を指定、学校独自の方法により、各種事業を実施しボランティア*マインドを普及します。

9. 障害への理解を深めるための教育の推進(指導課)

施策の内容

交流及び共同学習を全体計画に位置づけ、障害者の理解を促進するとともに、保護者、地域への啓発にも努めます。また、支援籍学習*を実施し、ノーマライゼーション*の理念に基づく教育の推進に努めます。

10. 精神保健福祉に関する普及啓発(障害福祉課、保健センター)

施策の内容

精神障害者を正しく理解するための幅広い普及・啓発活動を、広報紙やホームページなどを利用し実施していきます。なかでも、精神疾患に対する偏見をなくし、早期受診に結びつけるために、若年層への普及・啓発の方法を検討していきます。また、統合失調症・うつ病当事者の家族を対象として、疾病の知識や関わり方、福祉制度の情報等を提供する家族教室及び一般の人も参加できるような、うつ病・ひきこもり等こころの病気に関した、こころの健康講座等も実施します。

ほけんじょしゅさいけんしゅうなど きょうりょく しょうがいふく し か11. 保健所主催研修等への協力(障害福祉課)

施策の内容

関係者や職員の能力向上のため、川口保健所と密接な関係を保ちながら教室や研修内容の検 討及び周知・運営についての協力体制を強化します。

12. 広報の充実 (障害福祉課)

施策の内容

地域における障害者の活動を、市ホームページ等で紹介し、障害者への理解や共感の促進に 努めます。

13. 川口市福祉の日の推進事業の開催(福祉課)

施策の内容

福祉の日を制定し、社会福祉大会等の事業を実施するとともに、「思いやり」「いたわりあい」「助けあい」の心の福祉を、家庭・地域・行政が一体となって広げていきます。

14. 「障害者週間」関連事業の開催(障害福祉課)

施策の内容

12月3日から9日までの「障害者週間*」を記念し、障害者週間記念事業や市内障害者施設作品展を開催することにより、市民の障害者に対する理解と共感の浸透を図っていきます。

3. 不適当用語の解消(障害福祉課)

施策の内容

障害者に関する不適切な用語については、国・県と連動しながら、表現や使用法について改善を図っていきます。

(3) 地域における支えあい活動の推進

障害のある人もない人も、すべての人々が地域において、いきいきと自立した 生活を送るために、そこに住む人が相互に交流し、支えあいながら暮らしていく 共生社会の実現が必要です。

そのため、地域における障害者及びボランティア*活動を積極的に支援するとと もに、地域での人のつながりを大切にし、様々な地域住民による支えあい活動を 促進します。

■一般事業

1. 障害者団体への活動補助(障害福祉課)

施策の内容

障害者(当事者)団体が行なう事業に対し、支援を図っていきます。

2. 障害者団体連絡協議会との連携(障害福祉課)

施策の内容

市内の障害者団体が多数加入している「川口市障害者団体連絡協議会」と、密に連携を図ることにより、障害者施策を効率的に推進していきます。

じゅうみんさん か がたふく しじぎょう すいしん しゃかいふく しきょうぎ かい 3. 住 民参加型福祉サービス事 業 の推進(社会福祉 協 議会)

施策の内容

「だれもが地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、市民の参加と協力による助けあいの制度として、「家事援助」「食事」「介護用品助成」「車いすの貸出」「福祉車両貸出」の各種サービスを実施しています。

いくせい じぎょうなど すいしん しょかいふくしきょうきかい しゅん 4. ボランティア*育成事 業 等の推進(社会福祉協議会、市民パートナーステーション)

施策の内容

市民ニーズや必要性の高いボランティア*の把握に努めながら、手話講習会や朗読ボランティア*入門講習会を始めとする講習会や、ボランティア*体験学習等を実施していきます。

5. ボランティア*の登録・紹介・相談(社会福祉協議会、市民パートナーステーション)

施策の内容

キュポ・ラ内に市民パートナーステーション、社会福祉協議会ボランティアセンターを設置し、地域でボランティア*活動をする人たちの拠点の確保や、ボランティア*の育成と組織化等の充実を図っていきます。

6. ボランティア大学の開設(社会福祉協議会)

施策の内容

障害者や高齢者への支援などを始め、様々なボランティア*活動に関するプログラムを企画し、地域福祉の実践者やリーダーの養成を図っていきます。

7. ボランティア*団体の活動支援と連携(障害福祉課)

施策の内容

障害者の社会参加の促進を図るためには、ボランティア*団体等の活動が大きな役割を担っています。そのためボランティア*団体の活動等を支援するとともに、障害者団体とボランティア*団体と連携を図っていきます。

施策の内容

授業等において障害について取り上げるとともに、関係団体と連携し、推進を図っていきます。

9. 教職員の福祉活動の充実(指導課)

施策の内容

積極的に地域の行事に参加等できるよう啓発を図っていきます。

たい じょうほうていきょう しゃかいふく しきょう ぎ かい 10. ボランティア[※]に対する 情 報提 供 (社会福祉 協 議会)

施策の内容

ボランティア*に関する国や県、その他各種団体からの情報を、ボランティア*団体や福祉施設等に提供していきます。

11. 「ぼらんてぃあ川口」発行(社会福祉協議会)

施策の内容

障害者支援を始めとする各種ボランティア*活動に関する紹介や呼びかけ、関連事業の案内、 身近な地域の話題等について、広報紙として発行するとともに、ホームページ等にもし、市 民に対する情報提供の充実を図っていきます。

12. 民間協力団体との連携強化(障害福祉課)

施策の内容

本市の障害者福祉施策の推進にあたっては、行政と密接な関係を持つ町会、婦人団体連絡協議会、川口青年会議所、ロータリークラブ、ライオンズクラブ等との連携を深め、各事業への参画を働きかけます。

3んかんだんたいそう こ そうだん きょうりょくたいせい じゅうじつ しょうがいふく し か 13. 民間団体相互の相談・ 協 力 体制の充実(障害福祉課)

施策の内容

障害者関係団体と、民間協力団体との交流や協力体制の促進を図っていきます。

じりっしえん

ました ちいき しょうがいしゃ じりっし えん 基本テーマ2 地域における障害者の自立支援

2-1 現状と課題

(1) 現在の取組み 状 況

- ●障害者の各種支援や制度を周知するため、「障害福祉ガイドブック」の内容を 充実するとともに、点字や録音による広報紙の発行などの情報提供を行ってい ます。
- ●相談支援の面では、障害者自立支援福祉計画に基づく障害者相談支援事業を市内6ケ所で展開するとともに、わかゆり学園での障害児等への療育*相談や民生委員児童委員協議会・障害福祉部会の定期開催を通じた情報交換などを実施しています。
- ●福祉サービスについては、障害者自立支援福祉計画に基づくホームヘルプなどの介護給付や訓練給付、相談や移動支援などの地域生活支援事業を実施しているほか、入浴サービスや車いすの貸し出しなども引き続き実施しています。
- ●障害者自立支援法以降利用者に一定の自己負担を求めるサービスも増えており、 経済的に困窮する世帯に対しては各種手当の給付や福祉資金の貸付などによる 支援を行っています。

(2)アンケートや意見交換会に寄せられたご意見

- ●情報提供や相談について、1箇所で各種手続きまで対応できる窓口を求める意見が出されました。
- ●発達障害や療育*についての相談に専門知識のある人材を求める意見が出された ほか、精神障害者の情報提供や相談の窓口として病院や医者をもっと活用すべ きという提案もありました。
- ●市内に6箇所ある相談支援センターについて、もっと周知PRすべきという意見や、障害の特性を考慮したきめ細かな情報提供や伝達方法の工夫を望む声も聞かれました。
- ●障害者の在宅生活を支えるサービスとして、ガイドヘルプなどの移動支援やレスパイト*などの介護者支援の充実に向けた要望も出されました。
- ●自立支援法によってサービスの利用方法や内容、自己負担などが大きく変わったことから、利用者本位の制度改善を望む声も多く出されました。

(3) 計画の課題

- ☆ "選択できる福祉"へ国の社会福祉が大きく舵を切るなかで、障害者福祉も必要なサービスを選択し利用しながら地域で暮らす仕組みへと移行しつつあります。障害者が新たな制度のもとで引き続き安心して暮らしていくためには、サービスや各種制度についての迅速かつ正確な情報入手や、わからないこと、不安なことについて親身に相談できる体制が整えられていることが重要です。
- ☆こうしたことから、今後も障害者が必要な情報を身近で入手できる環境を引き 続き整備していくとともに、日常生活や福祉サービス利用に関する悩みや不安 に適切に対応する相談支援体制を充実していく必要があります。



2-2 (1)情報提供・相談体制の充実

- ☆障害者自立支援法*施行以降、障害者へのサービスは自立支援給付と市町村が独 自に実施する地域生活支援事業に整理されました。しかし、法定サービスだけ で障害者の自立した生活すべてに対応することは難しいことから、市では独自 の福祉サービスもあわせて展開し、障害者のニーズに応じた総合的な支援を進 めています。
- ☆今後も、地域での障害者の暮らしを支える各種福祉サービス体制の充実を図る とともに、質と量の面からも安定したサービス供給が行われるよう配慮してい く必要があります。



2-2 (2)日常生活を支える福祉サービスの充実

- ☆格差社会という言葉に表されるように、裕福な世帯がいる一方で経済的に困窮 する世帯も増えています。最近では地域で暮らす障害者も増えてきていますが、 サービス利用と経済的負担のバランスに悩む障害者や家族の声も聞かれます。
- ☆こうしたことから、障害者が自立した社会生活を送れるよう、困窮する方への 経済的支援など、障害者のニーズに対応した生活支援に引き続き取り組んでい く必要があります。



2-2(3)生活支援のための施策・制度の推進

2-2 施策・事業

じょうほうていきょう そうだんたいせい じゅうじつ (1)情報提供・相談体制の充実

障害者が身近に情報提供を受け、相談をすることができる体制の充実が必要です。

そのため、身近な地域において積極的な情報提供を推進するとともに、障害者の悩みや不安を気軽に相談し、適切な指導、援助に結びつけられるよう、利用しやすい相談支援体制の充実に努めます。

■一般事業

1. 「障害者ガイドブック」の内容充実(障害福祉課)

施策の内容

障害者福祉サービスに関する事業内容の概要をまとめた「障害者ガイドブック」については、制度改正等に対応して随時紙面を刷新するなど、内容の充実に努めます。

2. 点字・録音広報等の発行(障害福祉課)

施策の内容

「広報かわぐち」や「社協だより」などの情報を、点字広報紙、録音テープとして毎月発行していきます。

しょうがいしゃ たい じょうほうていきょう そうごうてき けんとう しょうがいふく し か3. 障害者に対する情報提供システムの総合的な検討(障害福祉課)

施策の内容

障害者に対する福祉や生活などに関する情報の提供システムについて、関係機関等と調査研究していきます。また、市ホームページによる情報提供の充実を図ります。

4. 国・県・市政選挙への投票の促進(選挙管理委員会)

施策の内容

障害者の選挙への投票を促進するため、投票環境の充実を図っていきます。

せいしん ほけんふく し そうだんたいせい じゅうじつ ほけん しょうがいふく し か 5. 精神保健福祉相談体制の充実(保健センター、障害福祉課)

施策の内容

精神保健福祉士**や保健師を配置し、様々なこころの悩みや、こころの病気についての相談・助言を行います。必要に応じて関係機関と連携をとりながら、精神障害者の社会復帰に向けての地域生活を支援していきます。

6. 総合相談窓口の設置(障害福祉課)

施策の内容

身体障害者、知的障害者、精神障害者の様々なニーズに対応するため総合的な窓口の設置を検討していきます。

7. ピアカウンセリング*の実施(障害福祉課)

施策の内容

聴覚障害者や視覚障害者・精神障害者等の市内で活動している当事者グループに対し、ピアカウンセリング*について普及啓発するとともに活動の支援を行います。

8. 保健所・保健センター協力体制の充実(障害福祉課)

施策の内容

精神障害者に対して保健所・保健センターと連携を密にし、保健・医療・福祉の総合的な支援や事業を協力しながら実施します。

9. 民間相談機能の充実(障害福祉課)

施策の内容

障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を促進するため、民生・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などと連携を図り、相談体制の充実を図ります。特に民生・児童委員、主任児童委員については、障害福祉部会での研修会等を通じて、市との情報交換を充実し、密接な連携を構築していきます。

■地域生活支援事業

そうだん しえん じぎょう しょうがいしゃそうだん しえん じぎょう しょうがいふく し か10. 相談支援事業 一障害者相談支援事業 一(障害福祉課)

施策の内容

障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族からの相談に応じ、 必要な情報の提供及び助言を行うことで自立した日常生活または社会生活が送れるよう総合 的・継続的に支援します。

本市では市内6箇所に相談支援センターを設け、相談・支援を行うスタッフは、社会福祉士・精神保健福祉士*などの資格者を配置しています。

11. 相談支援事業 一市町村相談支援機能強化事業 一(障害福祉課)

施策の内容

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、精神保健福祉士*等)を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

市内6箇所の相談支援センターは、すべて強化対象事業となっています。

(2) 日常生活を支える福祉サービスの充実

地域での障害者の暮らしを支援するため、居宅における福祉サービスの充実に 努めるとともに、安定したサービスの提供を図るため、サービス事業者への支援、 マンパワーの確保及び資質の向上に努めます。

■一般事業

しょうがいしゃ じりつし えんほう いこう かん しょうがいふく し か しょうがいふく し か 1. 障 害者自立支援法*への移行に関するサービス支援の充 実 (障 害 福祉課)

施策の内容

障害者自立支援法*の施行により、自立支援給付事業及び川口市の実情に則した地域生活支援事業のサービスを提供できるよう、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき支援策を推進していきます。

そうだんおよ じょうほうていきょうたいせい じゅうじつ しょうがいふく し か 2. 相談及び情報提供体制の充実(障害福祉課)

施策の内容

障害者が身近なところで障害福祉サービスの選択に必要な相談・情報提供が受けられる体制 を川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、事業所の適正な配置を含め整備を検討していき ます。

3. サービス提供基盤の整備(障害福祉課)

施策の内容

川口市障害者自立支援福祉計画に基づいて、適正で安定したサービスの基盤整備を図り、障害者とその家族の支援を行っていきます。

4. 福祉サービス苦情解決制度(福祉課)

施策の内容

利用者から出されたサービス利用に関する苦情については、事業者又は施設と利用者の間で解決することが基本でありますが、事業者又は施設と利用者の当事者間では解決できない苦情については、埼玉県運営適正化委員会により適切な解決を図ることができます。また、市町村は、住民に最も近い行政機関であり、障害者の援護の実施者として、サービス利用に関する苦情又は相談に応じることが求められます。そこで本市では、「川口市福祉サービス苦情解決制度」により福祉サービスの利用者への支援を図っていきます。

5. 紙おむつ支 給 事 業 の推進 (障 害福祉課)

施策の内容

常時紙おむつを必要とする障害者に対し、紙おむつを支給し、経済的負担の軽減を図ります。

6. 入浴サービス事業の推進(障害福祉課)

施策の内容

入浴の困難な重度障害者の家庭を巡回入浴車が訪問し、入浴のサービスを行います。

7. 市独自の心身障害者ショートスティ事業・緊急一時保護事業・レスパイト** 事業の検討(障害福祉課)

施策の内容

家族の疾病等により一時的に障害者の介護が困難となった場合や、家族の介護負担を軽減するための休養が必要となった場合に、市の施設において障害者(児)を一時的に受け入れます。

8. 民間による施設建設の支援(障害福祉課)

施策の内容

民間による施設建設については、各施設の計画を精査のうえ、当該計画が市の施策と合致した場合、市単独の建設費、運営費補助を適宜必要に応じて行います。

9. 「しらゆりの家」の施設の建て替え(新築)文は大幅な改修等の研究(障害福祉課)

施策の内容

現在、身体・知的障害者の一時入所施設・障害者生活支援センターとして事業を実施している「しらゆりの家」については、築後29年が経過していることもあり、施設の建て替え又は 大幅な改修等を研究します。

こうりつおよ みんかん しせつ れんけいほうさく けんとう しょうがいふく し か 10. 公立及び民間施設の連携方策の検討 (障 害福祉課)

施策の内容

市内公立施設の障害福祉サービスへの有効利用を図るため、学校や保育所など既存施設の効率的な利用方法について、関係機関と研究・検討していきます。

74.かんしょうがいしゃしせつ しえん しょうがいふくし か 11. 民間 障 害者施設の支援(障害福祉課)

施策の内容

市内の各障害者施設に対して、事業運営の安定化を図るため、障害者の実態に即した補助を 行い施設の運営を支援していきます。併せて、各施設が、スムーズに障害者自立支援法**上のサ ービス事業に移行できるよう、支援策を検討していきます。

せいしんしょうがいしゃしょう き ぼ さ ぎょうしょ せい び しょうがいふく し か12. 精神 障 害者 小 規模作 業 所の整備 (障害福祉課)

施策の内容

障害者自立支援法*の地域生活支援事業への移行を視野に入れながら、整備を検討していきます。

せいしんしょうがいしゃしょう き ほ さ ぎょうじょうんえい し えん しょうがいふく し か13. 精神 障 害者 小 規模作 業 所運営支援 (障害福祉課)

施策の内容

障害者自立支援法*に基づく施設移行について、情報提供をするとともに、利用者のニーズに合った事業が展開できるよう支援します。

こうじゅうきゅうしょうがいしゃ ふくし しさくけんきゅう しょうがいふくし か 14. 高次脳機能 障 害者への福祉施策研 究 (障 害福祉課) 新規

施策の内容

高次脳機能障害*に関わる関係機関と情報交換を図る機会を作り、地域のニーズ把握をするとともに、県の状況に合わせ事業を実施します。

はったつしょうがいしゃ ふく し し さくけんきゅう しょうがいふく し か 15. 発達障害者への福祉施策研究(障害福祉課) 新規

施策の内容

発達障害に関わる関係機関と情報交換を図る機会を作り、地域のニーズや実態の把握をするとともに、県の状況に合わせ事業を実施します。

16. ホームヘルパー*への研修の充実(障害福祉課) 新規

施策の内容

障害者を介護するホームヘルパー*に対し各障害者に総合的に対応ができるよう研修体制を充実させていきます。

17. 保健福祉専門技術者の確保(障害福祉課)

施策の内容

障害者の保健福祉サービスの充実を図るため保健師・看護師・理学療法士*・作業療法士*・ 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士*など資格者の確保に努めます。

施策の内容

身体的な特性や障害にかかわりなく、より多くの人々がともに利用しやすい製品、施設、サービス(共用品・共用サービス*)の普及に努めるとともに、事業者等による製品開発を促すよう啓発していきます。

■自立支援給付

19. 【介護 給 付】居宅介護(障害福祉課)

施策の内容

ホームヘルパー*を派遣し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

20. 【介護 給付】 重度訪問介護(障害福祉課)

施策の内容

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外 出時における移動支援などを総合的に行います。

施策の内容

知的障害*または精神障害*により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。

22. 【介護 給付】重度障害者等包括支援(障害福祉課)

施策の内容

重度の障害により介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

23. 【介護 給付】短期入所(ショートステイ)(障害福祉課)

施策の内容

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の 介護等を行います。

24. 【介護 給付】療養介護(障害福祉課)

施策の内容

医療を必要とし、常に介護が必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練*、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

25. 【介護 給 付】生活介護(障害福祉課)

施策の内容

障害により常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、 食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

26. 【訓練等給付】自立訓練(機能訓練・生活訓練)(障害福祉課)

施策の内容

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上 のために必要な機能訓練*や生活訓練を行います。

- ●機能訓練*は、身体障害者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。
- ●生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

27. 【補装具】補装具の交付・修理(障害福祉課)

施策の内容

義肢や装具、車いすなどの補装具の購入費または修理費を支給します。利用者負担について は定率負担となり、利用者負担は1割となります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が 設定されています。

■地域生活支援事業

28. 日常生活用具給付等事業 (障害福祉課)

施策の内容

- 日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、
- ①介護・訓練支援用具(特殊寝台、特殊マット、体位変換器等)
- ②自立生活支援用具(入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等)
- ③在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器、盲人用体温計等)
- ④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工咽頭等)
- ⑤排せつ管理支援用具(ストマ用装具、紙おむつ等)
- ⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)
- を給付または貸与します。

利用者負担については定率負担となり、利用者負担は1割となります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

ち いきかつどう し えん じ ぎょう しょうがいふく し か 29. 地域活動支援センター事業 (障害福祉課)

施策の内容

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進など様々な活動をとおして、障害者の支援を行う地域活動支援センターを設置します。

30. 日中一時支援事業(障害福祉課)

施策の内容

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他支援を行います。

(3) 生活支援のための施策・制度の推進

障害者の自立と社会活動を促進するため、障害者のニーズに対応した生活支援 のための制度の周知・推進を図ります。

■各種制度

とくべつしょうがいしゃ てあて きゅうふ しょうがいふく し か1. 特別 障 害者手当の給付 (障 害福祉課)

施策の内容

20歳以上で、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に対し、障害により生する特別な負担を軽減するため手当を支給します。

2. 障 害児福祉手当の給付(障 害福祉課)

施策の内容

20歳未満の在宅重度心身障害児に対し、障害により生ずる特別な負担を軽減するため手当を 支給します。

3. 福祉手当 (市の制度) の給付 (障害福祉課)

施策の内容

国の制度に該当しない在宅の身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、障害により生ずる特別な負担を軽減するため手当を支給します。

4. 福祉資金(生活資金)の貸付(福祉課)

施策の内容

臨時的な出費により生活の維持が困難となる世帯に対して、生活の安定を図るため資金の貸 し付けを行います。

5. 生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会)

施策の内容

障害者のいる世帯に対して、その経済的自立と生活の向上を図るための資金の貸付を行います。

まほん しょうがい そう き はっけん しょうがいしゃ けんこう し えん 基本テーマ3 障害の早期発見や障害者の健康づくりの支援

3-1 現状と課題

(1) 現在の取組み 状 況

- ●障害の早期発見については、乳幼児の健康診査や健康相談、訪問指導により発育発達を見守りながら必要な支援を行っています。
- ●妊産婦に対して健康情報のデータ管理や各種検査を実施するとともに、母親教室や両親教室等の開催により、安心して出産・育児に望める環境づくりを進めています。
- ●精神保健福祉に関する普及啓発として、保健センターで心の健康講座を開催するとともに、うつ病家族教室、統合失調症家族教室などを開催しています。
- ●65歳以上で一定以上の障害のある方には、後期高齢者医療制度を適用するとと もに、障害の種類や程度に応じて、重度心身障害者医療費助成や難病*疾患療養 費補助金給付、小児慢性特定疾患手術見舞金給付などを行っています。
- ●これまで公費負担のあった精神通院医療、更生医療、育成医療は自立支援医療 に移行し、自立支援給付による支援を行っています。

(2)アンケートや意見交換会に寄せられたご意見

- ●知的障害児が「しらゆりの家」利用のために年一回の提出が求められる健康診断書について、受診自体が苦痛や困難を伴い、本人や家族に負担になっているという意見が出されました。
- ●急病の際にすぐに対応してくれる病院を求める意見が出されました。また、聴 覚障害の場合は手話通訳がいないと医師に病状を説明できないといった困難事 例も出されました。
- ●精神障害者は病気と障害を抱えており、病院との関係が非常に重要という意見が出されました。特に、災害時には常用している薬が入手困難になる恐れがあり、市内の医療機関等との連携体制をとっておく必要性が指摘されました。

(3) 計画の課題

- ☆障害者の保健活動について、妊婦健康診査や乳幼児の健康診査・健康相談、食育や育児の各種教室、母子訪問指導など、母子を対象とした保健活動を通じて、障害を早期発見し適切な療育*につなげる取組みを進めています。一方で、事故や病気などにより中途から発症する障害も増えており、がん検診などの成人向け健康診査や生活習慣病の予防などを通じて、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めることも重要になってきています。
- ☆こうしたことから、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見や相談指導体制 の充実、障害を軽減するためのサービス利用の促進などを行っていく必要があ ります。



3-2 (1)保健活動の充実・地域生活の支援

- ☆障害の種類・程度によっては、定期的もしくは日常的に医療サービスを受けなければならない場合もあります。必要なときに利用できる医療体制を整えるとともに、高額な負担となりがちな医療費面への支援も引き続き求められています。精神障害*の場合は特に医療面でのサポートが不可欠であり、保健・福祉と医療が連携した支援が重要となっています。
- ☆こうしたことから、障害者が地域で安心して暮らしていけるための医療サービスや診療の場を確保するとともに、保健分野や福祉分野等との横断的な連携体制づくりなどに取り組んでいく必要があります。



3-2 (2) 医療体制の充実

3-2 施策・事業

(1) 保健活動の充実・地域生活の支援

障害の早期発見と早期療育*は、その後の障害の軽減や発達に大きな影響を及ぼすことから、妊娠期からの継続した支援体制が必要です。また、生涯にわたって健康を保持し、今後もいきいきと活力ある生活を送るためにも、ライフステージに応じた的確な健康づくりを支援する必要があります。

そのため、障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努めます。また、障害の初期の段階で、本人や家族に対して障害を軽減するためのサービスの利用促進、精神的な支援を行う相談指導体制を充実し、一貫した支援が受けられる体制の整備を図っていきます。

■一般事業

1. 乳 幼児健康診査事業の推進(保健センター)

施策の内容

乳幼児健康診査の内容の充実を図るため、健診データに基づいて評価し、健診内容の検討や 委託医療機関との連携を強化しながら、質の向上に努めていきます。未受診児の把握につい ては、乳児期に重点をおき、幼児期については事後フォローを徹底し、引き続き育児支援に 視点をおいた乳幼児健診の充実に努めていきます。

2. 乳 幼児の健康管理の推進(保健センター)

施策の内容

乳幼児期の月齢に応じた育児教室の開催、乳幼児の保護者に対する相談の場の充実、また、 グループ指導や個別指導への対応を関係機関と連携しながら充実していきます。平成19年 度から開始した10か月児健康相談は個人通知により全対象児の保護者に相談の機会を設け ることで、親への育児支援の充実に努めていきます。

3. 妊産婦の健康管理の推進(保健センター)

施策の内容

妊娠届を出発点とした妊産婦の健康情報をデータ管理するとともに、リスクを抱えた妊婦への早期からの対応をすすめ、安心して出産育児に望めるよう、サービスの向上に努めていきます。母親教室、両親教室等の開催により妊婦の健康管理や夫の育児参加を促すとともに妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及、仲間づくりなど妊婦の精神的安定と健康の保持増進を図っていきます。

4. がん検診事業の推進(保健センター) 新規

施策の内容

平成19年4月に「がん対策基本法」が施行されました。がん予防の普及・啓発、検診による 早期発見など、がん対策への取組みを一層充実させていきます。「がん」は、死亡原因のトップを占め、発病者の中には障害者となるケースもあります。がん検診受診率及び精密検査 受診率の向上を目指します。またがん予防に関するチラシの配布や、「広報かわぐち」にがん予防啓発記事の掲載を行い、啓発に努めます。

5. ポピュレーションアプローチ*の推進(保健センター) 新規

施策の内容

生活習慣病の中でも、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病の割合が増加していることは、後遺症をもって生活する市民の増加にもつながります。健康生活の維持・向上のために、より多くの市民への普及啓発の場として生活習慣病予防講座、禁煙講習会等を行います。

6. 障害者 (児) 歯科の検診 (障害福祉課)

施策の内容

川口歯科医師会と連携を図りながら、対象となる障害者施設等に訪問し障害者(児)の歯科検診を実施していきます。

7. 機能低下の予防及び障害者等の地域自主グループへの支援(保健センター)

施策の内容

加齢やけが、疾病等によりおこる、身体機能の低下を防ぐための予防教室を実施します。また、市民ボランティア*と共に、社会資源でもある地域の自主グループへの支援をしていきます。

8. 精神保健福祉連絡協議会の充実(障害福祉課)

施策の内容

既設の「川□市精神保健福祉連絡協議会」で施策の調査、研究、検討を行い、社会復帰及び施 策等の推進に努めます。

■自立支援給付

りっしまんいりょう しょうがいふく し か 9. 【自立支援医療】(障害福祉課)

施策の内容

これまでの障害に係わる公費負担医療(精神通院医療、更生医療、育成医療)は自立支援医療に変わりました。障害のある方々の心身の障害状況からみて、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、世帯の所得の状況、治療状況を勘案して支給認定されます。基本は1割負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策が講じられています。

(2) 医療体制の充実

障害者が地域において安心して医療サービスを受けられる体制づくりと適切な診療の場の確保に努めるとともに、医療、保健、福祉等の関係機関の連携による医療体制の整備・充実を図ります。

■一般事業

こうれいしゃ ほけん いりょう すいしん こうれいふく し か 1. 高齢者保健医療の推進(高齢福祉課)

施策の内容

医療制度改革により「老人保健制度」が「後期高齢者医療制度」に移行されましたが、旧老人保健制度と同様に一定の障害のある方に対して65歳から適用します。

しゅうさん き いりょうたいせい じゅうじつ いりょう 2. 周 産期医 療 体制の 充 実 (医療 センター)

施策の内容

新生児の救命率の向上と、障害発生防止及び早期発見のため、市内医療機関との連携を図りながら市立医療センターで実施されている周産期医療事業について充実を図っていきます。

3. 難病疾患療養費補助金の給付(障害福祉課)

施策の内容

埼玉県指定疾患医療給付事業の対象者に対し、患者家庭の負担軽減を目的に補助金を支給しています。今後も、制度のPRに努めます。

しょうに まんせいとくていしっかんしゅじゅつ ひ み まいきん しょうがいふく し か4. 小 児慢性特定疾患手 術 費見舞金 (障害福祉課)

施策の内容

小児慢性特定疾患のあるかたが手術を受けた場合、早期治療を促進するため、見舞金を支給します。

じゅう ど しんしんしょうがいしゃ じ いりょう ひ じょせい しょうがいふく し か 5. 重度心身障害者(児)医療費の助成(障害福祉課)

施策の内容

重度心身障害者(児)が支払う医療費や薬剤費の助成を行うことにより、負担の軽減を図ります。

レャかいさんか社会参加

まほん 基本テーマ4 障害者の社会参加・活動の支援

4-1 現状と課題

(1) 現在の取組み 状 況

- ●障害者の就労に関して、ハローワーク(公共職業安定所)と連携し、障害者就職面接会への参加や一般企業への雇用促進の啓発などに取り組んでいるほか、平成18年7月から川口市障害者就労支援センターを開設し、障害者の就労相談等を実施しています。
- ●コミュニケーション支援として、手話通訳者の養成や派遣、庁内配置などを行 うとともに、視覚障害者への朗読などの図書館奉仕事業にも取り組んでいます。
- ●文化やスポーツのイベントとして、県主催の障害者スポーツ大会(彩の国ふれあいピック)への参加をすすめるとともに、12月の障害者週間*に行う記念行事には、障害者団体や当事者の方々が企画運営を担当しています。
- ●障害者による自主活動や交流について支援を行っているほか、障害者団体や個人に対して市内公共施設の利用料金減額なども実施しています。

(2)アンケートや意見交換会に寄せられたご意見

- ●働きたいという障害者も増えており、市としても積極的に働く場の確保をして ほしいという意見が多く寄せられました。
- ●障害によって働き方や職場環境への配慮が必要であり、雇用者側への理解や定着までの支援などへの要望のほか、障害者の雇用に積極的に取り組んでいる企業の情報が欲しいという意見もありました。
- ●すべての障害者共通のスポーツや文化的な催しを通して障害種別を超えた理解 を深めたいなど、障害者団体同士の交流を求める意見が出されました。
- ●障害者団体の活動へ市民の参加を促したいという意見や、企画や運営に携わるボランティア*が欲しいという意見も出されました。

(3) 計画の課題

- ☆障害者の就労については、一般就労や福祉的就労のほかにも、短時間就労やグループ就労など多様な働き方が増えており、本人や職場、周囲の方、就労支援関係者などの相互理解と協力によって就労環境を整える仕組みが模索されています。川口市では平成18年7月から川口市障害者就労支援センターを開設し各種相談支援等を開始するとともに、就労希望者への訓練や雇用者への理解啓発などに取り組んでいます。
- ☆今後も、一人ひとりの障害者にあった働き方を身につけていただくとともに、 民間の企業や関係機関、市役所などの公共団体などへ障害者雇用を働きかけて いく必要があります。



4-2 (1) 就労の促進

- ☆本計画の基本理念では、障害の有無にかかわらず、すべての人の尊厳が尊重され、地域社会の構成員としてあらゆる活動に参加する権利を有すると謳っています。障害者の社会参加の第一歩として、障害があっても情報や意思の伝達が十分に図れるコミュニケーションの支援が不可欠です。
- ☆こうしたことから、人的サポートや I T機器の利用などにより、障害に応じた 情報伝達や意思疎通の手段を充実し、障害者が円滑にコミュニケーションをと れるよう支援していく必要があります。



4-2 (2)コミュニケーション支援の充実

- ☆パラリンピック(障害者によるオリンピック)やスペシャルオリンピックス (知的障害者のスポーツ大会)、知的障害者によるサッカーワールドカップ、 障害者の文化祭など、障害者が参加するスポーツや文化などのイベント・行事 が増えています。アンケートにおいても、相互交流や相互理解のきっかけとし てこうした機会を求める声があり、障害者の生きがいや社会参加・活動への支 援が求められています。
- ☆こうしたことから、障害者同士で、また地域の人たちとともに楽しめるスポーツやレクリエーション、文化活動などを充実し、障害者が楽しく充実した生活を送れるよう支援していく必要があります。



4-2 (3) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

4-2 施策・事業

(1) 就 労 の促進

障害者の就労訓練を推進するとともに、市役所・関係機関及び市内の企業等就労 先への障害者の雇用促進を図ります。

■一般事業

1. 働く場の提供検討(労政課)

施策の内容

一般就労が難しい障害者に就労の場を確保する施策として、川口をはじめとする県南地域の 3つのハローワークが主催する障害者就職面接会に参加並びに手話通訳者の派遣を行い、受 付や面接ブースへの誘導、また開催PRなどの運営協力をしていきます。

2. 福祉的就労※の場の推進(障害福祉課、労政課)

施策の内容

小規模作業所*等の援護施設など、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の整備を推進します。また、市役所関連業務の一部である労働情報誌発行に伴う封入封緘業務を、授産施設やデイケア施設へ委託していきます。

3. 障害者雇用に関する啓発事業の推進(労政課)

施策の内容

埼玉労働局及び川口公共職業安定所と密接な連携を保ちながら、事業主に対する障害者雇用の法定雇用率を始めとする関係法令の周知など、市の広報媒体を通じて障害者雇用の理解を求める啓発などを進め、障害者の一般企業への雇用を促進していきます。

4. 市職員への雇用促進(職員課)

施策の内容

障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の市職員としての採用を進めていきます。

5. 職業訓練・講習の推進(労政課)

施策の内容

求職相談の過程において、障害者が希望する場合または専門のカウンセラーにより職業訓練 や職業講習の指導を要する状況を見極めたうえで、必要に応じて国立職業リハビリテーショ ンセンターや障害者職業能力開発校で実施している職業訓練、職業講習や高齢・障害者雇用 支援機構を紹介するなど積極的に推進していきます

しょうがいしゃ こょう き かいそうしゅつ じぎょう しょうがいふく し かん 障 害者雇用機会創 出 事 業 (障 害福祉課)

施策の内容

ハローワークで実施しているトライアル雇用の周知を図っていきます。

7. 障害者の事業支援(障害福祉課)

施策の内容

障害のある人が公共施設で売店を開設したい時、また、障害のある人がたばこ小売人の指定を受けるために申請をした場合、優先的に指定を受けられたり基準が緩和される施策を紹介し、これらの事業を支援していきます。

8. 職業相談の推進(労政課)

施策の内容

求職相談の過程において、専門のカウンセラーにより状況を見極めたうえで、関係機関である公共職業安定所を紹介し、障害者の障害の状況や適性、希望などを判断し、就職の斡旋を行っています。また、障害者職業センターでは職業に関する適性、能力の判定、仕事の悩み、職場の人間関係などの相談を行っています。

市としても関係機関と密接な連携を図りながら、これらの事業を支援していきます。

9. 障害者就労支援センターの周知(障害福祉課)

施策の内容

「川口市障害者就労支援センター」委託事業者とより充実した就労相談が実施できるよう研究していきます。

せいしんしょうがいしゃ しゃかいさんか しゅうろう そくしん しょうがいふく し か10. 精神障害者の社会参加(就労)の促進(障害福祉課)

施策の内容

統合失調症やうつ病を中心とした精神障害者の社会参加を促進するため、「こころの健康講座」などの啓発事業を充実させます。

■自立支援給付

くんれんとうきゅうふ しゅうろう いこう しえん しょうがいふく し か11. 【訓練等給付】就 労移行支援(障害福祉課)

施策の内容

一般企業等への就労を希望する人に対して、障害者が個々に持つ能力や特性を考慮しなが ら、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

12. 【訓練等給付】就労継続支援(障害福祉課)

施策の内容

- 一般企業等への就労が困難な人に対して、障害者が個々にもつ能力や特性を考慮しながら、 働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のための必要な支援を行います。
- ●就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。
- ●就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、 就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

■地域生活支援事業

こうせいくんれん ひ しせつにゅうしょしゃしゅうしょく しぇんきんせい ど しょうがいふく し か13. 更生訓練費・施設 入 所者 就 職 支援金制度 (障 害福祉課)

施策の内容

施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業または更生訓練を受けている人に、 社会復帰の促進を図る支援を行います。

(2) コミュニケーション支援の充実

障害者が地域で安心した生活を送るためには、コミュニケーション支援の充実とともに、正確な情報が広く公平に行き届くことが必要です。

そのため、視覚障害や聴覚障害のある人に対する情報伝達手段や行政情報の提供を充実するとともに、障害者への I T機器の普及を図るなど、情報バリアフリー化*を推進していきます。

■地域生活支援事業

1. コミュニケーション支援事業 (障害福祉課)

施策の内容

手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による 支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の人の意思疎通を図ります。

本市では手話通訳者派遣事業を川口市社会福祉協議会に委託し、また手話通訳者養成事業は川口市聴力障害者協会、川口手話サークル友の会、川口市社会福祉協議会の協力のもと事業を行っています。

また要約筆記奉仕員派遣事業は埼玉聴覚障害者情報センターへ委託しています。

(3) スポーツ・レクリエーション、生 涯 学 習の充 実

障害のある人もない人も、潤いある生活を送る上で大切なことの一つに余暇、 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動等への参加があげられます。

障害者がより多くの行事や活動へ参加し、楽しむことのできる機会の提供はもとより、レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するためのさまざまな機会を提供し、より充実した生活の支援に努めます。

■一般事業

1. 障害者の自立活動の支援(障害福祉課)

施策の内容

障害者自らの社会参加を図るため、文化・スポーツ活動への主体的な参加を促すほか、自主活動や交流を通じて障害者の主体性が助長されるよう、支援していきます。

2. 市内公共施設料金の減額(障害福祉課)

施策の内容

障害者及び介護者が市内の公共施設を利用する場合に、使用料の減免を行うことにより、自主的な文化活動やスポーツ活動の推進を図ります。また、対象施設の拡大等については今後も検討していきます。

3. レクリエーション大会・スポーツ大会への参加の促進(障害福祉課)

施策の内容

障害者のスポーツ活動への参加を進めるため、県主催の「彩の国ふれあいピック」を始めとする、各レクリエーション大会・スポーツ大会等への障害者の参加を支援する方策を検討していきます。

うんえい きかく しょうがいふく し か4. イベントの運営企画(障害福祉課)

施策の内容

「障害者週間記念事業」の実施にあたっては、障害者団体が中心となり推進委員会を組織しています。また、その他のイベントや行事の実施にあたっては、障害者や障害者団体が企画・運営から参画できるよう努めます。

たんじ こえ としょ か だ ちゅうおうとしょかん 5. 点字・声の図書の貸し出し (中央図書館)

施策の内容

視覚障害者のため、希望する点字図書、録音図書の貸出を始め、点訳や音訳を行っていきます。

6. 障害児(者)の文化活動への支援(社会教育課)

施策の内容

公民館等の施設では障害児(者)に学習活動の場を提供し、作品発表の機会を設ける等、文化活動の促進に努めます。

7. 学習機会の充実(社会教育課)

施策の内容

障害者対象講座の開設とともに、障害者が参加しやすいよう、介助者・手話通訳者等の配置 など環境整備を図ります。

8. 学習・文化活動の場の環境整備(社会教育課)

施策の内容

学習活動の拠点となる公民館等の施設を、障害者が利用しやすいように、出入口のスロープ 設置や通路の改善、点字ブロックや障害者トイレの整備・充実を図ります。

9. 障害者スポーツの振興(社会教育課、障害福祉課)

施策の内容

関係機関と連携し、各種スポーツ大会等への参加を支援していきます。

10. 社会参加の促進(保健センター)

施策の内容

生活圏の拡大や社会参加の促進を図るため、社会復帰相談指導事業「ソーシャルクラブ」を 実施します。また自主グループ活動・精神障害者や支援者が集う地域交流会・地域の当事者 の会等の支援をします。また、病状が安定していても様々な理由から社会的入院をしている 方への退院を支援していきます。さらに、年々相談が増えているうつ病当事者への支援を検 討していきます。

■地域生活支援事業

しゃかいさんか そくしん じぎょう しょうがいふく し か 11. 社会参加促進事業 (障害福祉課)

施策の内容

スポーツ・レクリエーション教室開催事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等 発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・自動車改造助成事業、その他障害者 の社会参加を促進する事業を行います。

基本テーマ5 障害児とその家庭への支援

5-1 現状と課題

(1) 現在の取組み 状 況

- ●就学前の障害児について、市内の保育所や幼稚園で幅広く障害児の受け入れを 行うとともに、一般の幼児との交流保育なども実施しています。
- ●就学後は、難聴・言語障害児通級指導教室や発達障害・情緒障害通級指導教室での障害児教育を実施するとともに、県立特別支援学校に在籍している市民の児童生徒が市立小中学校の通常の学級に支援籍を置き、行事などを中心として交流する支援籍学習*を推進しています。
- ●障害児や保護者への教育や就学に関する相談・支援を充実するため、教職員への意識啓発や研修を実施するとともに、特別支援教育支援員*の配置なども検討し充実させていきます。
- ●障害児の地域生活を支えるために、わかゆり学園に設置された地域療育*支援センターと障害福祉課が連携して障害児の家族等の相談に応じながら、必要とされる福祉サービスの提供に繋げています。
- ●文部科学省と厚生労働省の連携のもと、学校の余裕教室等を活用して放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保する「放課後子どもプラン」が策定されたことから、川口市においても放課後対策の充実が期待されています。

(2)アンケートや意見交換会に寄せられたご意見

- ●一般の学校でも障害を抱えている児童生徒が増加しており、手帳取得などの認定を受けていない、制度のはざまにある子どもやその保護者に対応する相談機関が必要という意見が出されました。
- ●障害児の教育や就労に関する相談は各教育機関で対応していますが、教育や就 労の総合的な相談窓口を求める声がありました。
- ●学童保育の対象(小学校1年生から3年生まで、特別支援学級は6年生まで)以外の障害児の放課後対策について、市で受け皿を考えて欲しいという要望も出されました。
- ●しらゆりの家でのレスパイト*支援など、障害児を持つ親への支援について、 周知や宣伝をもっとするべきという指摘もありました。

(3) 計画の課題

- ☆川口市のほとんどの保育所・幼稚園では障害児の受け入れが進んでおり、保育 士や教員への研修等を通じて、障害児の伸びやかな育ちを支えています。また、 学校教育においては、難聴・言語障害児通級指導教室や発達障害・情緒障害通 級指導教室、特別支援学級の充実とともに、各学校においては特別支援教育コ ーディネーターを中心として、特別支援教育校内委員会などを通じ、障害児教 育に積極的に取り組んでおります。
- ☆こうしたことから、障害のある子どもたちの社会参加や自立に向けて、子育て や教育、保健、福祉などの各分野が連携しながら、障害児の保育・教育体制を さらに充実していく必要があります。



5-2(1) 障害児の保育・教育体制の充実

- ☆市内では、わかゆり学園が地域の療育支援センターとして障害児や発達に不安 を感じる子どもと親への療育*相談や家庭内での生活支援などを行っています。
- ☆こうしたことを踏まえ、発育や発達に不安を抱える児童や保護者に対して、 個々の状況に応じたきめ細かな相談を行うとともに、適切な療育*に繋げる支援体制の充実を図る必要があります。
- ☆なお、平成17年4月に発達障害者基本法が施行されたことを受け、今後は発達 障害に関する支援も順次取り組んでいくことが求められています。



5-2 (2) 療育*体制の充実

- ☆川口市は「留守家庭児童保育」という名称で、小学校低学年(小学生1年生から3年生まで・特別支援学級児童は6年生まで)を対象に在籍している小学校内の留守家庭児童保育室で放課後対策を実施しています。また、自立支援給付の児童デイサービスとして、障害児に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行っています。
- ☆今後も障害のある子どもたちが地域で安心してのびのびとした生活を送れるよう、放課後対策を進めていくとともに、学校の長期休暇中の居場所づくりや受け入れ対象の柔軟な運用などについても検討していく必要があります。



5-2(3) 障害児の健全な育成支援

5-2 施策・事業

(1) 障害児の保育・教育体制の充実

療育*体制の整備とともに、関係機関・医療機関との連携を図りながら多様な保育の場の確保に努めます。

教育現場においては、障害のある子どもたちの社会参加と自立を促進するため、 一人ひとりの障害特性に応じた教育を推進します。また、教職員に対する養成、 研修の実施などを通して指導力の向上に努めます。さらに、保健、福祉など関係 機関の連携のもと、特別支援教育を実施するなど、障害のある子どもの教育体制 の充実を図ります。

■一般事業

1. 障害児保育の推進(保育課)

施策の内容

保育所及び幼稚園において、障害のある幼児を受け入れ、集団の中での良好な発達を促進させ、また専門家による適切な診断(意見)に基づく保育を実施します。保育士等の資質向上のため専門研修の充実及び保護者との関係も密にし、相談等も実施します。障害のある幼児の入所・入園希望が多く、障害児担当保育士の加配やクラスの人数に対するバランスの配慮が必要です。

2. 交流保育の推進(保育課)

施策の内容

交流保育として、発達の遅れや障害のある幼児と健常児とのふれあいの機会を多くつくり、 障害のある幼児の発達を促すと共に、健常児の障害のある幼児に対する理解の促進を図りま す。

し どう じゅうじつ し どうたいせい かくりつ ほいく か 3. 指導の充実と指導体制の確立 (保育課)

施策の内容

個々の幼児のケースに合わせた指導と保護者への説明を徹底し、混乱のないように配慮します。 就学相談等を含め教育相談所や小学校との連携体制を確立し、保育所及び幼稚園においての指導や、保護者の意向を聞きながらの継続的な相談を実施していきます。

4. **教育相談・就学相談・修学支援の充実**(指導課)

施策の内容

研修会や学校訪問を通し、各学校における教育相談・就学相談が計画的、効果的に行われるように教職員の意識啓発に努めます。そして、幼児・児童・生徒及びその保護者への相談・支援を充実します。また、一人一人の発達や障害の状況に応じて、もっている力を十分に伸ばすためにはどのような教育が必要か等、より適正な修学支援の充実を図ります。

5. 通 級による 障 害児 教育の充実(指導課)

施策の内容

障害の克服のために、通常の学級に在籍しながら特定の時間に通級指導教室で指導を受ける ことのできる、いわゆる通級指導体制の拡充を図ります。

こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう すいしん しどうか 6. 交流及び共同学習の推進(指導課)

施策の内容

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒とが活動を共にするなど、互いに接し合うことを通して、互いを理解し共に支え合う心のバリアフリー*を広めます。そのため、交流及び共同学習、支援籍学習*の推進を図ります。

7. 訪問相談の推進(指導課)

施策の内容

家庭に引きこもりがちな不登校児童生徒の家庭を訪問し、訪問相談員が学校復帰に向けて相談・援助にあたる訪問相談の推進を図ります。

3. 通 級 指導 教 室への 通 級 (指導課)

施策の内容

難聴・言語障害通級指導教室及び発達障害・情緒障害通級指導教室では、個別の指導計画を 作成し、効果的な指導に努めます。

9. 特別支援学級への介助員の配置(学務課)

施策の内容

特別支援学級の効果的な運営を図るため、学級設置全校に介助員を配置しています。

きょうしょくいんけんしゅう じゅうじつ し どうか 10. 教職員研修の充実(指導課)

施策の内容

障害のある児童生徒に対する理解を深め、指導の工夫・改善を図るとともに、より専門的な 知識と技術を系統的に修得するため、実践的、体験的な内容を盛り込んだ研修会の充実を図 ります。また、各学校における特別支援教育の校内研修の充実を図ります。

(2) 療育体制の充実

発達、発育の心配を抱える子どもと保護者に対して、家族の気持ちに寄り添いながら、相談支援を行うことが必要です。

そのため、発達、発育の状況に応じた適切な療育*を受けられるよう、子どもと保護者に対する支援体制の充実を図ります。

■一般事業

しょうがいじ しゃ りょういくとう し えん じ ぎょう すいしん かくえん 1. 障 害児(者)療 育等支援事 業 の推進(わかゆり学園)

施策の内容

障害者自立支援法*の施行に伴い、県要綱による委託事業となり、障害児等療育*支援事業と 名称変更となりましたが、今後も障害者の地域福祉事業を推進し、在宅の心身障害児(者) の地域生活を支援するため、身近な地域で専門的な療育*相談が受けられるよう図ります。

せっち けんきゅう がくえん 2. 心身障害児療育センター設置の研究(わかゆり学園)

施策の内容

平成17年6月設置された母子保健・療育システム検討委員会において、各部門の一層の連携を強化し、委員会の体制の整備充実を図り、センター設置についての研究をすすめます。

■地域生活支援事業

そうだん しえん じぎょう しょうがい じとうりょういく しえん じぎょう しょうがいふく し か3. 相談支援事業 一(障害福祉課)

施策の内容

訪問による障害児の教育相談指導等を行います。

(3) 障害児の健全な育成支援

障害のある子どもたちが、地域で伸び伸びと生活が送れるよう、放課後や学校の長期休業期間の日中活動の場を確保していきます。

■一般事業

1. 放課後施策の充実(学務課、障害福祉課)

施策の内容

専門的知識を有する指導員の確保を図りながら、各小学校に設置している留守家庭児童保育室での受け入れ等、放課後生活への支援を進めます。また、養護学校等に通う児童への放課後生活の支援として、民間事業者と連携し学童保育等の推進を図ります。保護者の就労等に対応し、放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図ります。

■自立支援給付

2. 【介護 給 付】児童デイサービス (障 害福祉課)

施策の内容

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

きょう せい **共** 生

きほん 基本テーマ6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

6-1 現状と課題

(1) 現在の取組み 状 況

- ●居住支援として、既存の市・県営住宅への入居を希望する障害者世帯については抽選での優遇倍率を設定するとともにエレベーター設置などのバリアフリー化*を進めています。また、新たな公営住宅整備においては障害者・高齢者向け住戸の設置を進めており、平成19年4月に供用開始した青木南住宅では単身障害者・高齢者向け住戸22戸、車いす専用住戸2戸を確保しています。
- ●市内には身体障害者・知的障害者を対象とした埼玉県独自の共同生活住居である生活ホームが9ケ所(定員50名)、精神障害者のグループホームが1ケ所(定員6名)あり、相談や食事提供等の日常生活の支援をしています。
- ●平成18年12月に施行されたバリアフリー新法を受け、平成19年9月には川口市バリアフリー基本構想策定協議会が設置され、利用者の声を活かした公共空間の一体的なバリアフリー化*が検討されています。
- ●一人暮らしの重度身体障害者に対し、急病や災害時に迅速かつ適切な対応をするために緊急通報システムを導入しています。
- ●平成19年度川口市総合防災訓練では災害時要援護者搬送受入訓練のほか、中高層マンション住民を対象とした震災対策訓練や大規模集団避難訓練なども実施しています。

(2)アンケートや意見交換会に寄せられたご意見

- ●まちづくりに関しては、障害特性により不便に感ずることが異なるため、障害者の意見を良く聞いてほしいという意見がありました。最近整備された川口駅前のキュポ・ラにおける障害者向け誘導についての改善要望も出されました。
- ●障害者自身も防災訓練に積極的に参加しようという呼びかけのほか、障害者に 配慮した避難所のあり方や精神障害者への医療面での配慮なども指摘されまし た。
- ●歩道や駅前の放置自転車の問題などについては、ハード的な対策だけでなくソフト面からの対策、心のバリアフリー*も必要という指摘もありました。
- ●現在の福祉タクシーの利用に関して、タクシー券だけでなくガソリン券も選択 可能として欲しいという要望が出されました。

(3)計画の課題

- ☆市内には県営・市営あわせて3,000戸超の公営住宅があり、住宅に困窮する障害者世帯に対する優先的な入居などを進めています。また、障害者が少人数で共同生活を送るグループホーム等や民間の賃貸住宅、自宅で暮らす障害者も多く、必要な住宅改造等の支援も行われています。
- ☆障害者が安心して市内で生活を送れるよう、公営住宅における障害者向け住戸 の確保やエレベーター設置等のバリアフリー化*の推進を進めるとともに、在 宅生活に向けた住宅改造への助成やグループホーム等の整備などの居住環境整 備を進めていく必要があります。



6-2 (1) 良好な住宅環境整備

- ☆平成18年12月にハートビル法と交通バリアフリー法を統合しバリアフリー新法が施行されました。これは公共交通機関、道路、駐車場、公園並びに建築物の一体的なバリアフリー化*を推進することを目的とした法律であり、本市でもバリアフリー基本構想の策定に取り組んでいます。
- ☆今後も、すべての人の使いやすさを目指すユニバーサルデザイン*の思想を普及しながら、障害特性によって個々に異なる不自由をできるだけ解消できるよう、障害者の声を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。



6-2 (2) 障害者にとって快適な施設整備

- ☆市内にはJR京浜東北線、JR武蔵野線、埼玉高速鉄道の3つの鉄道網と、民間バスおよび川口市コミュニティバスによるバス路線網があります。こうした公共交通機関のバリアフリー化*や利便性の向上を要請するとともに、障害者に適した移動手段についても確保しています。
- ☆今後も障害者が安全かつ快適に外出・移動ができるように、交通機関等の利便性を向上するとともに、障害特性に応じた移動手段の確保や必要な支援を行っていく必要があります。



6-2 (3) 障害者の外出支援と移動手段の確保

- ☆障害の有無にかかわらず、大規模災害などに遭遇した場合は、いかに自分や家族、隣人の身を守るかが問われています。特に障害者の場合、迅速な情報伝達や避難誘導を必要としており、防災訓練への参加や避難生活に向けた検討を進めていくことが重要です。
- ☆障害者をはじめ地域すべての人の安心・安全な暮らしを守るため、災害による 被害を最小限に抑える防災体制と円滑な救助体制の整備、被災後の避難生活な どを含めた総合的な防災体制を充実していく必要があります。



6-2(4) 防災体制の充実

6-2 施策・事業

りょうこう じゅうたくかんきょうせいび (1) 良好な住宅環境整備

グループホーム等の整備を支援するとともに、重度の障害者が安心して生活が 送れるよう、公営住宅の整備や既存住宅の改修への助成等を通して住みやすい住 宅の整備を促進していきます。

■一般事業

1. 市・県営住宅の入居の確保(住宅課)

施策の内容

市営住宅の入居を希望する障害者世帯については、抽選において当選の確率を高くするよう 配慮していきます。また、県営住宅においても当選の確率を高くするよう働きかけていきま す。

2. 公営住 宅の整備(住宅課)

施策の内容

平成17年度に改訂した「川口市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、今後も市営住宅の建て替えを実施していく予定であり、その中で障害者に配慮した住宅を確保していきます。また、県営住宅の建て替えの際、障害者・高齢者に配慮した住宅を確保するよう働きかけを行います。

ませつし れいじゅうたく 3. 既設市営 住 宅へのエレベーターの設置 (住 宅課) 新規

施策の内容

障害者、高齢者、子育て世代等の誰でもが安全、安心、快適に生活できる環境を整備する必要があるため「川口市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、既存の市営住宅のうちエレベーターの設置が可能な住宅へ計画的にエレベーターを設置していきます。

4. 重度障害者居宅改造費の助成(障害福祉課)

施策の内容

介護保険法又は障害者自立支援法*の対象とならない住宅の改善工事に対し助成を、今後も継続して実施していきます。

5. 住宅改造相談の実施(建築審査課)

施策の内容

建築士の協力を得て、定期的に耐震補強や安全かつ快適に暮らせる住宅に改修するための増改築や設備の設置等について無料相談会を実施しています。

6. グループホーム・ケアホーム・生活ホームの整備支援(障害福祉課)

施策の内容

既存の生活ホームについては、障害者自立支援法*に規定する事業への移行を支援します。また、グループホーム・ケアホーム及び新たな事業の整備を図るため支援等について検討していきます。

■自立支援給付

7. 【介護給付】施設入所支援(障害福祉課)

施策の内容

施設に入所する障害者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

8. 【介護 給 付】 共 同生活介護(ケアホーム)(障 害福祉課)

施策の内容

介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

9. 【訓練等給付】共同生活援助(グループホーム)(障害福祉課)

施策の内容

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している身体障害者、知 的障害者、精神障害者に対し、主として夜間、共同生活を行う住居において、相談、食事提 供等の日常生活上の世話を提供します。

■地域生活支援事業

まうだん し えんじぎょう じゅうたくにゅうきょとう し えんじぎょう きょじゅう 10. 相談支援事業 - 住宅入居等支援事業(居住サポート事業) - (障害福祉 課)

施策の内容

賃貸契約による一般住宅(公営住宅及び民間の賃貸住宅)への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。市内の相談支援センターのうち2箇所で実施する予定です。

(2) 障害者にとって快適な施設整備

障害者の社会参加意欲の高まりや急速な高齢化を背景として、障害の有無にかかわらず、すべての人々が不自由なく日常生活を過ごすことができ、平等に社会参加ができるように、バリアフリー*のまちづくりを総合的に推進します。

さらに、年齢、性別、国籍、障害の有無など人々がもつ様々な違いをお互いに 認めあいながら、誰もが利用しやすいように配慮した「ユニバーサルデザイン*」 の考え方を推進していきます。

■一般事業

1. バリアフリー法・福祉のまちづくり条例に基づいた施設づくりの推進(建築審査課)新規

施策の内容

障害者・高齢者が住みよいまちづくりを推進するために、バリアフリー法や県福祉のまちづくり条例に定める基準に基づくまちづくりを実施するとともに「彩の国人に優しい建物づくり連絡協議会」の活動を通じ、建築関係団体、福祉関係団体と共に情報交換等を行って福祉のまちづくりに対する意識の向上に努めています。また、バリアフリー法における対象建築物の利用円滑化基準の達成、認定による利用円滑化誘導基準の達成を推進するための施策を推進しています。事業者と市民が連携してまちづくりを推進するための体制づくりを行います。

2. 「川口市バリアフリー基本構想」に基づく整備の推進(都市計画課ほか) 新規

施策の内容

高齢者や障害者等をはじめだれもが自立した日常生活を確保できるように、学識経験者・障害者・高齢者・関係事業者からなる協議会を設置し、市民の方々からもより多くの意見を頂戴し、それらの意見を反映した「川口市バリアフリー基本構想」を策定し、公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の一体的なバリアフリー*整備を推進します

3. 道路の整備・改善(道路建設課、街路事業課)

施策の内容

歩道の段差解消、点字ブロック、街路灯の整備を進めるとともに、長期的には歩道の拡幅及び新設を進め、障害者や高齢者にとって通行しやすく、安全でゆとりのある歩道空間の整備など、道路の整備・改善を図っていきます。

4. 歩道における障害物の除去(道路維持課)

施策の内容

障害者や高齢者が通行しやすいように、歩道における違法駐車、違法看板や商品陳列、放置 自転車等の解消に努めます。

5. 交通安全思想の普及(交通安全対策課)

施策の内容

通行の安全確保に努めるとともに、交通ルールの遵守とマナーの向上に取組み、障害者や高齢者の事故防止に努めます。

こうえん しせつ せいび がいぜん こうえん か 6. 公園施設の整備・改善(公園課)

施策の内容

出入り口の段差の切り下げ、スロープ化等を進め、障害者や高齢者が気軽に利用し、憩える 公園の整備や改善に努めます。

7. **うるおいのある水辺環境の創出** (河川課)

施策の内容

河川の改修に際しては、水辺に近づける親水空間を整備する際に、スロープを設置するなど障害者の利用に配慮した整備を進めます。

8. 区画整理事業の実施(区画整理課、区画整理事業課)

施策の内容

区画整理事業の施行に際しては、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、障害者、高齢者に配慮し、街区内に通過車両の入りにくく歩きやすい道路配置に努めます。

9. バリアフリー*のまちづくりに向けた意識啓発(都市計画課) 新規

施策の内容

バリアフリー基本構想の策定時には、協議会の設置や市民からのパブリックコメントを頂戴 することにより、意識の醸成に努めます。

(3) 障害者の外出支援と移動手段の確保

障害者が安全で快適に移動し、その生活活動範囲を広げられるよう、円滑に利用できる交通環境の整備と、障害特性に応じた移動手段の確保に努めます。

また、外出時の付き添いをするガイドヘルパーの派遣等移動支援事業を実施しています。

■一般事業

こうきょうこうつう き かんなど り べんせいこうじょう と し こうつうたいさくしつ 1. 公 共 交通機関等の利便性向 上 (都市交通対策室)

施策の内容

障害者や高齢者も含め、誰もが安心して利用できる鉄道施設とするため、バリアフリー化*を 促進します。また、誰でも安心して快適に利用できるバスとするため、障害者や高齢者の利 用にも配慮した、バス車両の低床化・広扉化などを促進します。

2. 補助犬の普及促進(障害福祉課)

施策の内容

埼玉県で実施している事業ですが、本市としてもPRに努めていきます。

3. 路線バスの福祉環境の整備(都市交通対策室)

施策の内容

障害者の移動の利便性を向上するため、事業者に対しバス車両の低床化・広扉化の導入を働きかけています。

4. 国、県等制度の推進(障害福祉課)

施策の内容

障害者の外出を支援するために、県もしくは国の施策に基づいて民間事業者が実施している 割引制度について、PRしていきます。

5. リフトつき自動車の貸出(障害福祉課)

施策の内容

車いすに乗ったまま利用できるリフト付自動車の貸し出しを行い、重度の身体障害者の外出 や社会参加を支援していきます。

6. 福祉タクシー利用料金の助成(障害福祉課)

施策の内容

タクシー利用料金の一部を助成するとともに、自動車燃料費の助成との選択制度の導入に向け検討していきます。

■地域生活支援事業

7. 移動支援事業(障害福祉課)

施策の内容

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。本市では介護給付費、介護保険等における移動サービスを受けられない 障害者を対象に利用時間の上限を設けて事業を実施しています。

(4) 防災体制の充実

障害者を含め、誰もが安心して地域生活を送るためには火災、地震などの災害による被害を防ぐ防災体制と、犯罪を未然に防ぐ防犯対策を積極的に展開することが必要です。

そのため、要援護者に配慮したきめ細かな施策を実施できるよう、防災・防犯 対策の充実を図ります。

■一般事業

りなんじょ がくほ しょうがいふくし か1. 障害者に配慮した避難所の確保(障害福祉課)

施策の内容

障害に特化した施設の整備及び火災予防の必要性について研究した上、施策名の変更についても検討します。

2. 緊急通報システム事業の推進(高齢福祉課・障害福祉課)

施策の内容

緊急時にボタンを押すだけで市が委託する民間の受信センターにつながり、必要に応じて救急車を要請します。また受信センターには24時間看護師等が常駐し、健康相談、生活相談に応じ、月1回電話による安否確認なども行います。

まんきゅう じ たいおう し えんたいせい けんとう しょうがいふく し か 3. 緊 急 時の対応・支援体制の検討 (障害福祉課)

施策の内容

『川口市災害時安心情報ネットワーク*』等緊急支援システム制度の拡充・改善について研究を行なっていきます。また、障害者に対する防火対策及び訓練指導を推進し、積極的な参加を図っていきます。

さいがい じょうえん こしゃたいさく じぎょう すいしん しょうがいふく し か4. 災害時要援護者対策事業の推進(障害福祉課)

施策の内容

身体障害者・知的障害者・精神障害者などの安全な避難誘導や、視覚・聴覚障害者への情報 提供など、障害者の緊急時対応や支援体制の整備について研究を行っていきます。

き そんけんちくぶつたいしんかいしゅう ほじょじ ぎょう すいしん けんちくしん さ か 5. 既存建築物耐震改修補助事業の推進(建築審査課) 新規

施策の内容

国の補助制度を活用して、住宅やマンションなどの既存建築物の耐震改修事業を進めていきます。

第3編

けいかく すいしん 計画を推進するために

第3編 計画を推進するために

1 各主体の役割

計画の推進にあたっては、障害についての理解や社会的関心を高めていくとともに、 行政(市)、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの 役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 行政(市)

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者の施策を総合的に推進する役割を担います。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、支えあいの地域社会づくりのための条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者自身やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められます。

障害者の視点に立った施策展開とともに、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働のもとに行政運営を進めていくことが重要です。

(2)市民

ノーマライゼーション*の理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して充分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、地域住民が互いに助け合う共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取組みが重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、自らが問題を解決していく努力も必要です。

(3)学校

障害への正しい理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育や特別支援教育校内委員会の適正化を図り、福祉教育や特別支援教育、交流活動を拡充し、障害に対する意識面でのバリアフリー*に努めていく必要があります。

また、障害のある子どもに対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。

(4) 関係団体

障害者団体などに対しては、障害者やその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営に努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。

川口市社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティア*の育成・支援を行うとともに、福祉サービスの利用手続きや地域福祉権利擁護事業*などの推進に努め、障害者の自立と社会参加を積極的に支援していくことが求められます。また、地域における福祉関係者や関係機関、団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たしていくことが期待されています。

(5)福祉サービス事業者

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者の ニーズに応えたきめ細かなサービスを引き続き提供していくとともに、利用者本 位の理念に基づき、サービスの質をより高めていく努力が求められています。

また、行政(市)、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実していく必要があります。

(6)企業等

障害者の自立と安定した生活を実現するために、障害者の雇用促進とともに、 障害者の適性や能力に応じていきいきと働くことのできる職場づくりが求められ ています。

そのため、川口市内に立地する企業等が、自らが地域社会の構成員であるとの 認識を持ち、地域に貢献するという意味からも、障害者の積極的な雇用のみなら ず、バリアフリー化*の推進、ユニバーサルデザイン*の開発等に取り組むことが 望まれます。

2 計画を円滑に推進するための取組み

本計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組みを推進します。

(1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進及び計画の評価・見直しにあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図っていきます。

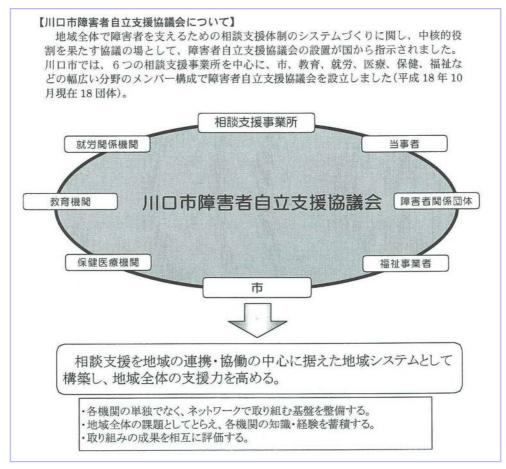
■主な取組み

広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取 いたします。

けいかく ひょうか みなお しょうがいしゃ さんか計画の評価・見直しへの障害者の参加

社会状況の変化に的確に対応するため、本計画の進捗状況を出来る限り公表できるよう方策を検討します。また、評価については障害者自立支援協議会の下に進めていきます。



川口市自立支援協議会(川口市障害者自立支援福祉計画より)

(2) 全庁的な取組み体制の強化

関係部署が一体となって計画の推進に当たれるよう、庁内の連携を強化すると ともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、障害者に対する職員の 理解を深めるとともに意識の醸成を図ります。

■主な取組み

せんもんしょくいん かくほ ようせい 専門職員の確保・養成

障害者福祉施策に係る専門職員の確保に努めると共に、職場研修、派遣研修を通じ、専門分野に至る幅広い知識を習得させ、資質の向上に努めます。

こうれいふく し し さく れんけいきょうか 高齢福祉施策との連携強化

高齢者の在宅生活を支援し、可能な限り自立による生活が送れるよう福祉サービスの提供を 行うとともに、高齢者福祉事業のより一層の充実を図ります。また、障害福祉課等の関係機 関との連携強化に努めます。

(3) 国・県・近隣市との連携

本計画の基本理念や基本目標を達成するため、国や埼玉県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との適切な役割分担と協力のもとに施策を推進していきます。

■主な取組み

国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また、先進的な取組みを行っている市町村や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

Steeth はない しょんきく けんとう はたら 国・県による支援策の検討と 働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけていきます。

障害保健福祉圏域における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を行っていきます。

し りょう へん 資料編

しりょうへん 資料編

1 計画策定の経過

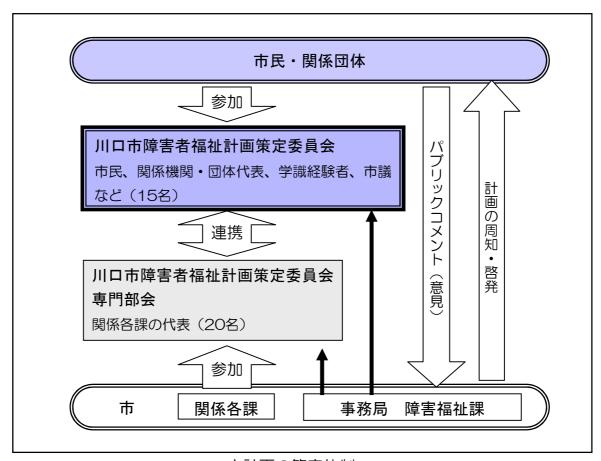
(1)川口市障害者福祉計画策定委員会

計画の内容について、市民・関係団体、学識経験者等からの幅広い意見を聞きながら検討を行うため、15名の委員により構成される「川口市障害者福祉計画 策定委員会」(以下、委員会)を設置しました。

本委員会は、計画策定にかかわる最上位機関として、4回にわたる審議を行いました。

(2) 川口市障害者福祉計画策定委員会専門部会

委員会に必要な情報を提供し委員会を補佐するとともに、実務担当者レベルでの検討を行うため、20名の部会員(部会長、副部会長を含む)により構成される「川口市障害者福祉計画策定委員会専門部会」を設置し、5回にわたる審議を行いました。



本計画の策定体制

(3) 川口市自立支援協議会との調整

川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、市内6つの相談支援事業所を中心に幅広いメンバーで構成・設置された「川口市自立支援協議会」との協議を行い、様々な立場から意見をいただき、必要に応じて計画への反映を行いました。

(4) 障害者福祉関連団体へのアンケート調査

計画の策定にあたり、川口市の障害者の暮らしにかかわる問題点や課題、新しい計画や市に対する要望などを把握するために、川口市障害者団体連絡協議会に所属する46団体に対しアンケート調査を実施しました(平成19年7月実施)。

(5) 障害者意見交換会

川口市にお住まいの障害者の方から、身近な日常生活にかかわる困りごと・悩みごと、また、市に対する要望などをお聞きするために、意見交換会を2回実施しました。

第1回(平成19年8月8・9日開催)は、身体・知的・精神の障害別に意見をお伺いし、第2回(同11月13日開催)は障害者相互に問題点を共有するため、全体による意見交換を行いました。

2 上位・関連計画の整理

ここでは、新しい「障害者福祉計画」を取り巻く上位・関連計画として、以下の計画概要について整理します。

1. 第3次川口市総合計画

〇基本構想 [平成12(2000)年~平成22(2010)年]

〇改訂基本計画 [平成19(2007)年~平成22(2010)年]

2. 川口市地域福祉計画「きらり川口 地域ふれあいプラン」

[平成16 (2004) 年度~平成25 (2013) 年度]

2-1 第3次川口市総合計画

(1)基本構想【平成12(2000)年~平成22(2010)年】

①目 的

21世紀初頭における本市の一層の発展をめざす都市づくりのビジョンを明らかにするものであり、市民と行政に共通する目標として、将来都市像を核とする本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現に必要とされる施策の大綱を総合的、体系的に定める。

②基本理念

1.人間性の尊重 3.市民との協働

2.環境との共生 4.地域性の尊重

③本市の将来の姿

1. 将来都市像

緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口

2. 都市づくりの基本目標

- ア 地域固有の文化を身近に感じ、現代都市文化を生み出す都市
- イ 新しい時代に成長できる21世紀の地場産業が栄える都市
- ウ 長寿社会にふさわしい暮らしのできる都市
- エ 安全、快適な、環境と調和した都市
- オ 市民とともに成長する手づくりの都市

4)将来人口

平成22(2010)年の人口を、概ね50万人と想定

⑤施策の大綱

1. 健やかな川口をつくる

ア 健康な暮らしづくり

ウ 生きがいある暮らしづくり

イ 安心できる暮らしづくり

2. 彩り豊かな川口をつくる

ア 未来を担う人づくり

ウ 輝く人づくり

イ 意欲ある人づくり

3. にぎわいある川口をつくる

ア "ものづくり"の伝統に根ざした産業づくり

イ 人が集う産業づくり

ウ 地域ブランドを生かした産業づくり

エ 新しい産業づくり

オ 安心して働ける産業づくり

4. やすらぎのある川口をつくる

ア 水と緑の美しい都市づくり ウ 清潔な都市づくり

イ 安全な都市づくり

エ 環境を大切にする都市づくり

5. 発展性ある川口をつくる

ア 秩序ある空間づくり

ウ 水のきれいな空間づくり

イ 機能的な空間づくり

6. であいのある川口をつくる

ア 明日を拓く地域づくり

ウ 交流を広げる地域づくり

イ ふれあいある地域づくり

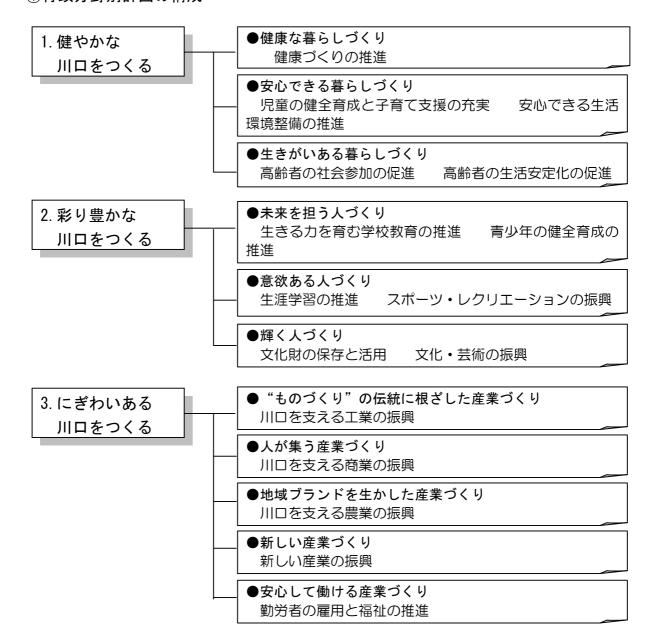
エ 情報を発信する地域づくり

(2) 改訂基本計画【平成19(2007)年~平成22年】

基本計画は、基本構想を実現していくために必要な施策を総合的、体系的に定めるものです。

本市では、基本構想と計画期間を同じくする基本計画を策定しましたが、平成 19年4月、新たな行政課題への対処、法の改正、社会経済状況の変化などを背景 として、体系の再編、表現の具体化、指標の設定を図った「改訂基本計画」を策 定しました。

①行政分野別計画の構成



4. やすらぎのある 川口をつくる

●水と緑の美しい都市づくり

美しくうるおいのある景観形成の推進 緑の都市の創出 水の都市の創出

●安全な都市づくり

安全・安心な市民生活の確保

●清潔な都市づくり

良好な住環境の推進 安全・安心で安定した水道水の 供給 水の都市の創出 葬祭施設・霊園の整備

●環境を大切にする都市づくり

環境の保全と創造 廃棄物の減量化・再資源化・適正 処理の推進

5. 発展性ある 川口をつくる

●秩序ある空間づくり

機能的で特色のある土地利用の推進 機能的で魅力ある都市形成を目指した市街地整備の推進

●機能的な空間づくり

総合的な交通体系の確立

●水のきれいな空間づくり 下水道事業の推進

6. であいのある 川口をつくる

●明日を拓く地域づくり

人権尊重社会の構築 男女共同参画社会の推進

●ふれあいある地域づくり

コミュニティ活動の推進 市民の社会貢献活動の促進と協働の推進

●交流を広げる地域づくり 地域国際化の推進

●情報を発信する地域づくり

市民とともにつくる地域情報化の推進

②障害者に関連する施策

1. 健やかな川口を	つくる			
~安心できる生活環境整備の推進~				
1.障害者を支える	(1)社会参加と相	①障害の有無、障害種別の違いによる偏見を解消		
仕組みづくりの	互理解の促進	するため相互交流を促進する。		
推進		②障害者の社会参加を促進するため文化的な活動		
		やスポーツ活動を支援する。		
		③情報提供手段の整備と情報交換の場を提供して		
		いく。		
		④障害者に対する理解促進のため、学校及び地域		
		社会における福祉教育の充実を図る。		
		⑤ノーマライゼーション*理念の浸透のため、啓発		
		活動を推進する。		
	(2)保健・医療サ	①障害に対して早期に適切な医療・療育*を行うた		
	ービスの充実	め、地域医療機関との緊密な連携のもとに各種健		
		康診査を行う。		
		②障害者に対する保健・医療の充実を図るととも		
		に、障害のある児童に対する育成医療給付事業等 を進めていく。		
		③難病*患者とその家族に対する適切な支援を行		
		う。		
	(3) 福祉サービス	つ。 ①障害者自立支援法 [※] に基づく障害福祉計画を作成		
	の充実	し、計画的かつ安定的なサービス提供に努める。		
		②障害者とその家族の生活を支援するため、障害		
		者就労支援事業を推進する。		
2.障害者の生活安	(1) 就学•就業環	①幼稚園・保育所における障害児の受入れを促進		
定化の推進	境の整備	するとともに、家庭で適切な教育を行えるための		
		環境づくりを進める。		
		②一人ひとりの適性にあった教育環境を選べるよ		
		うな体制づくりを進める。		
		③障害者の多様な学習機会の提供及び充実を図		
		3.		
		④事業主に対して障害者雇用の促進への理解と協		
		│力を求め一般雇用の拡大に努めるとともに、多様 │ │な職場づくりに努める。また、生き活きと働くこ │		
		な戦場 フくりに劣める。また、主さ冶さと働くと とができるよう相談体制を充実する。		
1	 (2)生活環境の整	(1) できるよう情談体制を九天する。 (1) 位害者対応住宅の供給や既存住宅の改造などハ		
	佐州 東京の 亜	一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、		
	ברוע	確立する。		
		②あらゆる人たちがまちで活動しやすいよう、ユ		
		ニバーサルデザイン*の考えに基づいた環境を整備		
		する。		
		③移動時の障壁を解消するため、ソフト・ハード		
		両面での交通ネットワーク*の整備を進める。		

2. 彩り豊かな川口	をつくる				
	~生きる力を育む学校教育の推進~				
3.義務教育の充実	(4)特別支援教育 の充実	①ノーマライゼーション*の理念に基づく教育の推進に努める。 ②特別支援学級の特性を活かした指導、通級による指導の充実に努める。			
3. にぎわいある川	ロをつくる				
)雇用と福祉の推進~			
1.雇用促進と労働 福祉の向上	(1)雇用の促進と 安定	④事業主に対し、障害者の雇用の促進が図られる よう啓発活動を積極的に推進するとともに関係機 関と連携し就業を支援する。			
4. やすらぎのある	川口をつくる				
	~安全・安/	心な市民生活の確保 ~			
1.災害に強いまち づくりの推進	(1)防災体制の整 備	⑤災害時要援護者の支援体制の整備に努める。			
4.交通安全対策の 充実	(1)交通環境の整 備	①防護柵の設置や段差の解消、点字ブロックの敷設など、身体障害者や高齢者・子どもなどに配慮した整備を進めるとともに、既設の歩道においても危険箇所の適切な改良に努める。			
	~良好な住環境の推進~				
1.良質な住宅の整備	(1)良好な住宅供 給及び供給支 援	③高齢者・障害者等に向けた住宅の供給を図る。			
5. 発展性ある川口	をつくる				
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	能的で魅力ある都市	市形成を目指した市街地整備の推進~			
4.暮らしやすい市 街地整備の推進	(2)バリアフリー 化 [*] の推進	①高齢者、障害者等の団体をはじめ関係機関と連携を図りバリアフリー基本構想を策定し、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備の推進を図る。			
	~総合的	りな交通体系の確立~			
3.公共交通機能の 充実	(1)鉄道の輸送力 強化・改善の 促進 (2)バス交通網の	②高齢者や障害者も含め、誰もが安心して利用できる鉄道施設とするため、そのバリアフリー化*を推進します。 ②誰でも安心して快適に利用できるバスとするた			
	充実・利便性 の向上	め、高齢者や障害者の利用にも配慮した、バス車 両の低床化・広扉化などを促進します。			
6. であいのある川	6. であいのある川口をつくる				
1.人権意識の高揚	(1)人権意識の啓 発	①講演会、研修会の開催や啓発パンフレットの配 布などにより、人権意識の啓発に努めます。			
•	•	·			

## 2-2 川口市地域福祉計画「きらり川口 地域ふれあいプラン」

【平成16(2004)年度~平成25(2013)年度】

#### (1)計画策定の趣旨

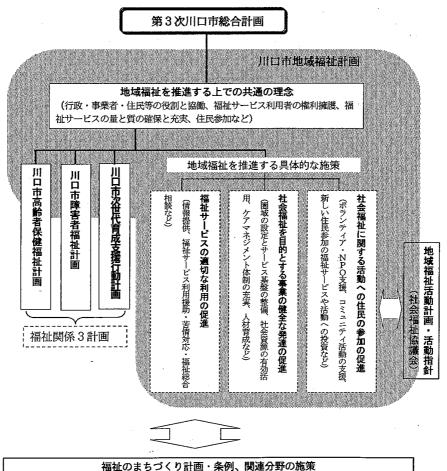
本計画は、行政が市民一人ひとり・地域団体・事業者などの参加を得ながら、地域福祉を総合的かつ効率的に推進していくための基本指針として策定する。

#### (2)計画の目的

- 1. 住民参加の促進
- 3. 福祉サービスの質の確保
- 2. 福祉サービス基盤の拡充
- 4. 福祉サービス利用者の権利擁護

#### (3)計画の位置づけと範囲

本計画は、第3次総合計画を踏まえて地域福祉推進の理念や方針を明らかにするもので、川口市がめざす理念と、多様な福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たすものとして位置づけている。



・策定・制定等にあたっては、ハード面での整備だけでなく、市民等の参加による地域器は全体を進める内容にする

#### (4)計画の基本的視点

- 1. 地域の個別性尊重
- 2. 利用者主体の視点
- 3. サービスの総合化
- 4. 市民等と行政の協働
- 5. 住民参加
- 6. 実効性

#### (5) 基本的な考え方

①基本理念

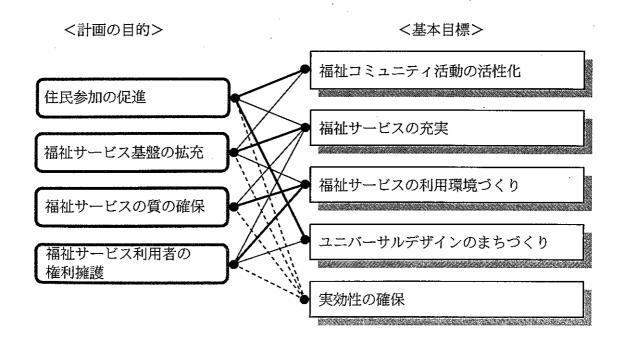
#### きらり川口 地域ふれあいのまちづくり

かがやく自助の意識づくり さわやか 共助の地域づくり こまやか公助のまちづくり

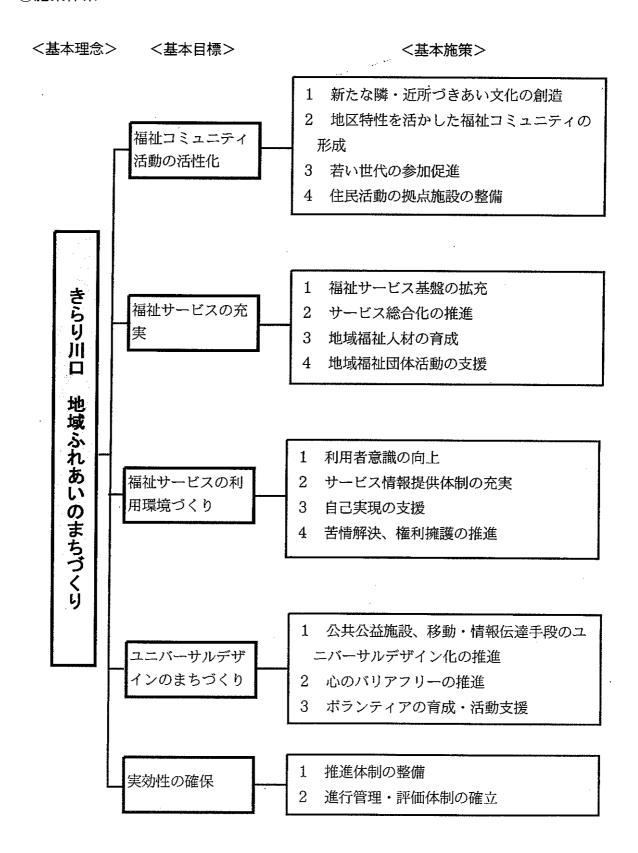
#### ②基本目標

- 1. 福祉コミュニティ活動の活性化
- 2. 福祉サービスの充実
- 3. 福祉サービスの利用環境づくり
- 4. ユニバーサルデザイン*のまちづくり
- 5. 実効性の確保

#### 計画の目的と基本目標



#### ③施策体系



#### (6) 重点プロジェクト

本計画の基本理念である「きらり川口 地域ふれあいのまちづくり」をめざして、10年間に取り組む基本施策の主な取組のうち、計画の目的、基本的視点、本市の特性などを踏まえ5つのプロジェクトを重点的・優先的に推進する。

#### 1. 町会・自治会単位の福祉コミュニティプロジェクト

住民が隣・近所など身近な暮らしの場で交流・協力しあう関係をつくるために、町会、自治会単位の福祉コミュニティづくりを促進します。

● (仮称) 地域福祉推進協 議会の育成・活動支援	同じ地域で暮らす者同士が交流・協力しあう関係をつくるために、町会・自治会、市民サークル・グループ、民生委員・ 児童委員などを中心にした(仮称)地域福祉推進協議会の立 ち上げと活動を支援します。
● (仮称)町会福祉モデル 事業の実施	(仮称)地域福祉推進協議会の立ち上げなど、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目的とした取組みを実施する町会を支援するモデル事業です。
<ul><li>●町会ホームページの作成</li><li>支援</li></ul>	町会・自治会活動の拡充を図るために、会員への活動情報の 伝達、会員間・町会間の情報交換、活動のPRなどを行う町 会ホームページの作成を支援します。
●公民館・町会会館等の日 中の有効活用	(仮称)地域福祉推進協議会、子育てサークル、地域型ふれあいサロンなど、地域コミュニティ活動の場(スペース)として、公民館・町会会館等の日中の有効活用を促進します。

#### 2. 住民参加型地域ケアネットプロジェクト

地区社会福祉協議会単位で、住民参加による相互の助けあいのしくみづくりとして地域ケアネットづくりを促進します。

● (仮称) 地域福祉ケア会 議の設置	子育て支援、高齢者の見守り、障害者の援助など、住民の共同や参加によるケアネットづくりを目的に、地区社会福祉協議会、(仮称)地域福祉推進協議会の各役員に加えて、ケースワーカー、保健師など地域担当専門職で構成する(仮称)地域福祉ケア会議の設置を進めます。
●ひまわりフレンドリー活 動の充実	地域ケアネット活動の円滑な実践のために、社会福祉協議会 と連携しながら、市民相互の助けあい制度であるひまわりフ レンドリー活動の充実を図ります。
●ファミリー・サポート・ センターの充実	社会福祉協議会と連携しながら、子どもを地域ぐるみで育て、子育てを地域で支える仕組みであるファミリー・サポート・センターの周知と活用を促進するなど、充実を図ります。
● (仮称)地域まごころ通 貨(福祉通貨)の研究	子どもから高齢者まで、障害がある人もない人も、双方向で 手助けを交換する(仮称)地域まごころ通貨(福祉通貨)の 立ち上げを支援に向けて研究します。

#### 3. 多様な世代の参加促進プロジェクト

地域福祉活動への多様な世代の参加を促進するために、インターネットを活用した情報提供体制を整備するとともに、市民提案型夢づくり助成事業の推進など、市民発案による新しいタイプの活動を育成します。

●市ホームページの子ども 版づくり	子育てサークルなどの協力を得ながら、ボランティア*活動の情報をわかりやすく楽しく伝える「川口子どもホームページを作成します。
●総合ボランティア*デー タベース整備	若い世代などが、特技や技術、趣味やスポーツなどを活かしたボランティア*活動や交流活動、個人でも参加できる活動などに参加しやすくなるよう、教育、文化・スポーツ、産業、都市、環境、福祉など、総合的なボランティア*データベースを作成します。
●地域福祉資源データベー ス整備	地域にある様々な福祉資源(知識や技術、人脈、道具や設備、場所や建物など)のデータベース化を図り、イベントや祭り、ボランティア*活動や福祉コミュニティ活動などでの活用を図り、地域の活性化に役立てます。
●市民提案型夢づくり助成 事業の推進	ボランティア*活動の活性化に向けて、意欲的・個性的な活動の促進に向けて、市民提案型夢づくり助成事業を推進します。
●青少年の居場所の整備	青少年会館・町会会館などの公的施設の有効活用など、若い 世代のたまり場づくりを進めます。

#### 4. 利用しやすいサービスプロジェクト

利用者の自立と生活の質の向上に向けて、適正で効果的なサービスを選択して利用できるよう、総合的な情報・相談と調整(ケアマネジメント*)の体制の充実を図ります。また、サービス利用者の権利擁護体制を充実します。

●相談窓口、総合案内一覧 表の作成・活用	市役所、社会福祉協議会、各施設、子育て支援センター、老人介護支援センター*、サービス事業者、教育相談などの相談窓口やサービス、施設など案内の一覧表を作成し、ホーム
	ページ、各施設などで公開し、市民の利用を促進します。
● (仮称)福祉の総合相談 コーナーの設置	市民が利用しやすいところに、「(仮称)福祉の総合相談コーナー」を設け、情報の集中と名詞の連携の強化を図り、お
コーナーの設画	ーナー」を設け、情報の集中と各課の連携の強化を図り、あ     らゆる相談に対応できるようにします。
●保健・医療・福祉サービ	「保健・医療・福祉サービスデータベース」を作成し、各課
スデータベース整備	の窓口、「(仮称)福祉の相談窓口コーナー」、社会福祉協
	議会の「福祉の総合窓口」などでの活用を図ります。
●サービス利用者の権利擁	社会福祉協議会が行う「福祉サービス利用援助事業(あんし
護体制の充実	んサポートねっと)」の周知と活用を促進するとともに、
	「成年後見制度利用支援事業」の充実など成年後見制度※の
	普及・活用を図ります。また、「福祉オンブズパーソン制
	度」の導入を促進します。
●福祉3計画等、関連計画	関連各部・各課の職員で構成する「地域福祉計画推進専門部
との連携	会」を設置し、福祉3計画など関連計画の施策・事業と調
	整・連携しながら計画を推進します。

※現在では、一部、地域包括支援センターに移行

### 5. 社会福祉協議会支援プロジェクト

地域福祉活動の要であり、センター的な機関である社会福祉協議会の活動を 支援します。

●福祉の総合相談機能の充	福祉サービスやボランティア*活動、町会・自治会単位で進
実とネットワーク*づく	める福祉コミュニティづくりなどに対応する総合的な相談機
り	能の充実とネットワーク*づくりを支援します。
●地域福祉のポータルサイ	市、福祉サービス事業者、ボランティア*グループ・団体、
トづくり	町会・自治会などのホームページの入口となる地域福祉の総
	合的なホームページの案内画面(ポータルサイト)作成を支
	援します。
●地区社会福祉協議会事業	(仮称) 地域福祉推進協議会の育成・活動支援、地域ケアネ
の充実	ットのセンター機能を担う地区社会福祉協議会の組織強化、
	事業の支援など充実を促進します。
●地域福祉コーディネータ	お互いに助けあう福祉コミュニティ活動の推進と、自立に向
ーの資格制度の検討・研	けたサービスの利用や社会参加活動の充実に向けて、サービ
究	ス事業者や各福祉施設、ボランティア*、地域住民組織等と
	サービス利用者を結びつける地域福祉コーディネーターの育
	成と活動の促進を図るとともに、資格制度の検討・研究を支
	援します。

# 3 障害者の現状

川口市における身体障害者手帳所持者、みどりの手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳を所持する身体障害者、知的障害者、精神障害者の過去5年間の動向について整理します。

### 3-1 障害者総数

平成18年度における本市の障害者総数は13,477人で、そのうち身体障害者が全体の76.8%に当たる10,349人となっています。また、知的障害者は2,046人(15.2%)、精神障害者は1,082人(8.0%)となっています。

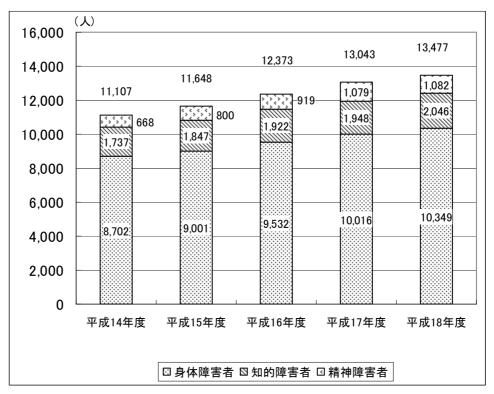
障害者総数は年々増加しており、本市の総人口に占める割合(対総人口比)も上昇傾向にあります。

平成14年度以降の障害別推移を見ると、いずれの障害者も増加傾向にありますが、障害者全体に占める割合では精神障害者の割合が上昇しています。

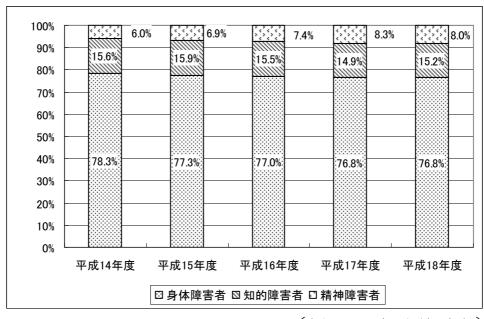
平成14年度 平成15年度 平成16年度 平成17年度 平成18年度 身体障害者 8,702 9,001 9,532 10,016 10,349 77.0% 76.8% 78.3% 77.3% 76.8% 知的障害者 1,737 1,847 1,922 1,948 2,046 15.9% 15.5% 14.9% 15.2% 15.6% 精神障害者 668 800 919 1,079 1,082 7.4% 6.0% 6.9% 8.3% 8.0% 13,477 合計 11,107 11,648 12,373 13,043 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 100.0% 491,408 481,598 486,826 総人口 494,322 501,275 対総人口比 2.31% 2.39% 2.52% 2.64% 2.69%

本市の障害者数と対総人口比

- ·各年度3月31日現在(単位:人)
- 下段は合計に対する割合を示す
- ・総人口は各年度3月1日現在、住民基本台帳による(外国人登録者を含む) (資料:川口市の保健・福祉)



(資料;川口市の保健・福祉) 障害者数の推移



(資料;川口市の保健・福祉) 障害別割合の推移

## 3-2 障害者の年齢別構成

平成19年3月31日現在の障害者の年齢構成を見ると、身体障害者では60歳代と 70歳代で25%を超えており、高齢期の割合が高くなっています。

知的障害者は、10歳代~30歳代がそれぞれ20%前後で高くなっていますが、 10歳以下や40歳代でも10%を超え、学齢期から中年期にかけての割合が高くな っています。

精神障害者では、30歳代から60歳代が全体の10%台から30%台で、割合が高 くなっています。

身体障害者 知的障害者 精神障害者 人数 割合 人数 割合 人数 割合 0~10歳 150 1.4% 258 12.6% 5 0.5% 11~20歳 1.6% 391 6 0.6% 167 19.1% 21~30歳 271 2.6% 414 20.2% 103 9.5% 31~40歳 503 4.9% 501 24.5% 28.8% 312 41~50歳 229 11.2% 705 6.8% 263 24.3% 51~60歳 1,741 16.8% 141 6.9% 196 18.1% 61~70歳 2,844 27.5% 76 3.7% 138 12.8% 71~80歳 25.1% 36 1.8% 3.9% 2,601 42 1,148 81~90歳 11.1% 0 0.0% 15 1.4% 91歳以上 219 2.1% 0 0.0% 0.2% 2.046

障害者の年齢別人数と割合

合計

10.349

100.0%

(資料:市障害福祉課)

100.0%

1.082

100.0%

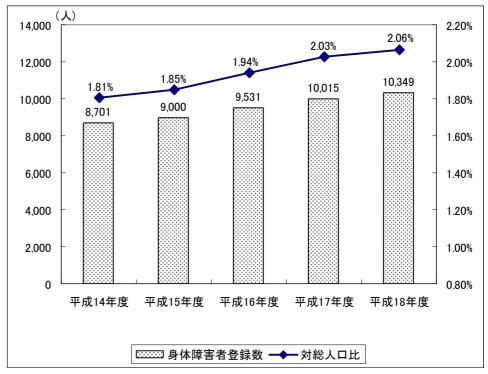
[•]平成19年3月31日現在(単位:人)

## 3-3 身体障害者の状況

#### (1)総数

本市における身体障害者(身体障害者手帳所持者数)は年々増加しており、平成17年度には1万人を超え、平成18年度は10,349人となっています。

また、対総人口比も上昇傾向にあり、平成18年度には2.06%となっています。



(資料;川口市の保健・福祉)

本市の身体障害者数と対総人口比

#### (2) 障害部位別割合

障害部位別に見ると、全体の54.1%(5,603人)が肢体不自由、次いで29.4%(3,046人)が内部障害*となっています。

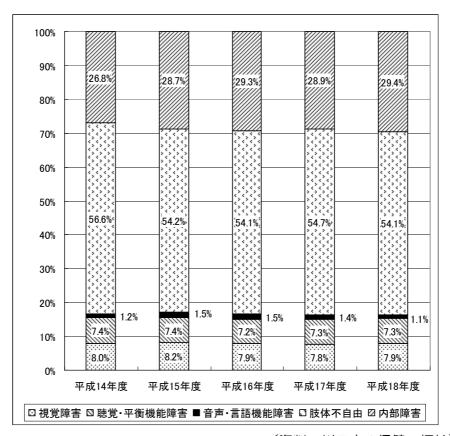
平成14年度からの割合の推移を見ると、いずれもほぼ横ばいとなっています。

身体障害者	つがた	7 민미宝I	스
3 件牌古日	ヘンロカげ	ムカリ合!	

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
視覚障害	696	735	757	778	821
	8.0%	8.2%	7.9%	7.8%	7.9%
聴覚•平衡機能障害	648	663	687	733	760
	7.4%	7.4%	7.2%	7.3%	7.3%
音声•言語機能障害	104	135	144	136	119
	1.2%	1.5%	1.5%	1.4%	1.1%
肢体不自由	4,921	4,882	5,154	5,475	5,603
	56.6%	54.2%	54.1%	54.7%	54.1%
内部障害	2,332	2,585	2,789	2,893	3,046
	26.8%	28.7%	29.3%	28.9%	29.4%
合計	8,701	9,000	9,531	10,015	10,349
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
総人口	481,598	486,826	491,408	494,322	501,275
対総人口比	1.81%	1.85%	1.94%	2.03%	2.06%

- ・身体障害者登録者数は各年度3月31日現在(単位:人)
- •下段は合計に対する割合を示す
- ・総人口は各年度3月1日現在、住民基本台帳による(外国人登録者を含む)

(資料:川口市の保健・福祉)



(資料;川口市の保健・福祉)

身体障害者の障害部位別割合

#### (3) 障害程度別割合

身体障害者の障害程度別割合を見ると、最も重い1級が34.4%(3,560人)、4級が20.8%(2,151人)、次いで2級・3級が10%台で続いています。

平成14年度から割合の推移を見ると、1級は緩やかな増加傾向、3級以下は横ばい、または緩やかな減少傾向にあり、わずかながらではあるものの障害の重度化が進んでいることがうかがえます。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成14年度	2,805	1,577	1,476	1,773	612	458	8,701
	32.2%	18.1%	17.0%	20.4%	7.0%	5.3%	100.0%
平成15年度	3,001	1,551	1,551	1,838	584	475	9,000
	33.3%	17.2%	17.2%	20.4%	6.5%	5.3%	100.0%
平成16年度	3,289	1,636	1,595	1,928	601	482	9,531
	34.5%	17.2%	16.7%	20.2%	6.3%	5.1%	100.0%
平成17年度	3,348	1,773	1,675	2,071	624	524	10,015
	33.4%	17.7%	16.7%	20.7%	6.2%	5.2%	100.0%
平成18年度	3,560	1,811	1,679	2,151	646	502	10,349
	34.4%	17.5%	16.2%	20.8%	6.2%	4.9%	100.0%

身体障害者の障害程度別の状況

(資料:市障害福祉課)

障害種類別に障害程度を見ると、視覚障害では2級・5級が総数における割合を大きく上回っています。

聴覚平衡機能障害では、2級・6級の割合が高く、逆に1級・5級の割合が低くなっています。

音声言語機能障害では3級が55.5%と特に多くなっています。 肢体不自由では1級・2級・4級がそれぞれ20%強となっています。 内部障害*では1級が6割以上と特化しています。

障害種類別•	障害程度別の状況

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
総数	3,560	1,811	1,679	2,151	646	502	10,349
	34.4%	17.5%	16.2%	20.8%	6.2%	4.9%	100.0%
視覚障害	276	253	70	52	108	62	821
	33.6%	30.8%	8.5%	6.3%	13.2%	7.6%	100.0%
聴覚平衡	41	275	102	134	5	203	760
機能障害	5.4%	36.2%	13.4%	17.6%	0.7%	26.7%	100.0%
音声言語	16	7	66	30	0	0	119
機能障害	13.4%	5.9%	55.5%	25.2%	0.0%	0.0%	100.0%
肢体不自由	1,319	1,243	965	1,307	533	236	5,603
	23.5%	22.2%	17.2%	23.3%	9.5%	4.2%	100.0%
内部障害	1,908	33	476	628	0	1	3,046
	62.6%	1.1%	15.6%	20.6%	0.0%	0.0%	100.0%

[•]平成18年度末現在(単位:人)

(資料:市障害福祉課)

[・]各年度3月31日現在(単位:人)

[・]下段は合計に対する割合を示す

[・]下段は合計に対する割合を示す

#### (4) 内部障害者の状況

平成18年度における内部障害者(3,046人)について、その内訳を見ると、 心臓機能障害が47.2%と半数近くを占めており、次いでじん臓機能障害31.2%、 ぼうこう・直腸機能障害14.1%などとなっています。

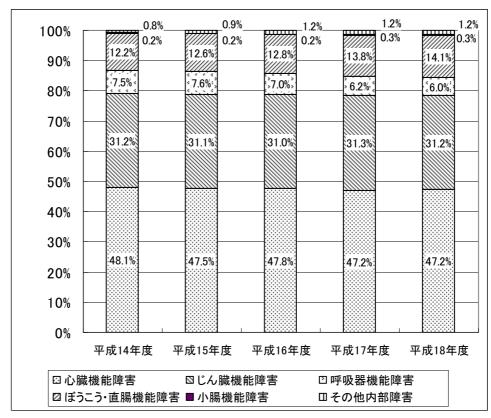
平成14年度からの割合の推移を見ると、いずれもほぼ横ばいとなっています。

内部障害者の障害部位別割合

Manh古무스가부드라[Man]다								
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度			
心臓機能障害	1,121	1,229	1,334	1,365	1,439			
	48.1%	47.5%	47.8%	47.2%	47.2%			
じん臓機能障害	728	805	865	906	949			
	31.2%	31.1%	31.0%	31.3%	31.2%			
呼吸器機能障害	175	197	194	179	182			
	7.5%	7.6%	7.0%	6.2%	6.0%			
ぼうこう・直腸機能障	285	326	356	399	430			
	12.2%	12.6%	12.8%	13.8%	14.1%			
小腸機能障害	5	5	6	8	8			
	0.2%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%			
その他内部障害	18	23	34	36	38			
	0.8%	0.9%	1.2%	1.2%	1.2%			
合計	2,332	2,585	2,789	2,893	3,046			
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			

- ・各年度3月31日現在(単位:人)
- •下段は合計に対する割合を示す

(資料:川口市の保健・福祉)



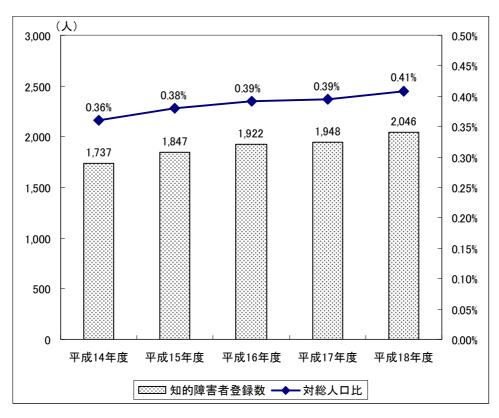
(資料;川口市の保健・福祉)

内部障害*の障害部位別割合

## 3-4 知的障害者の状況

#### (1)総数

平成18年度における本市の知的障害者(療育手帳所持者数)は2,046人で、 平成14年以降増加傾向にあります。また、対総人口比も上昇傾向にあり、平成 14年度には0.36%であったものが、平成18年度には0.41%となっています。



(資料;川口市の保健・福祉)

本市の知的障害者数と対総人口比

#### (2) 障害程度別割合

平成18年度の知的障害者数について、障害程度別の内訳を見ると、中度Bが32.3%、重度Aが26.5%、最重度 Aが22.8%、軽度Cが18.5%となっています。

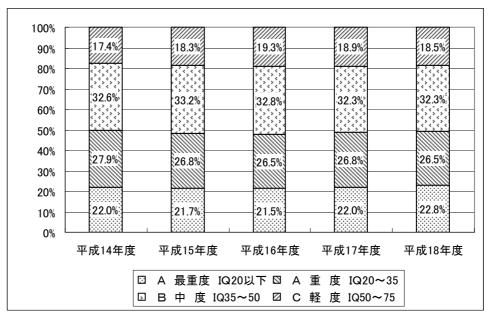
平成14年度からの推移を見ると、いずれの割合もほぼ横ばいで推移しており、 大きな変化は見られません。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度				
⚠ 最重度 IQ20以下	383	400	413	428	466				
	22.0%	21.7%	21.5%	22.0%	22.8%				
A 重 度 IQ20~35	484	495	509	523	542				
	27.9%	26.8%	26.5%	26.8%	26.5%				
B 中 度 IQ35~50	567	614	630	629	660				
	32.6%	33.2%	32.8%	32.3%	32.3%				
C 軽 度 IQ50~75	303	338	370	368	378				
	17.4%	18.3%	19.3%	18.9%	18.5%				
合計	1,737	1,847	1,922	1,948	2,046				
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				
総人口	481,598	486,826	491,408	494,322	501,275				
対総人口比	0.36%	0.38%	0.39%	0.39%	0.41%				

知的障害者の障害程度別割合

- ・知的障害者登録者数は各年度3月31日現在(単位:人)
- 下段は合計に対する割合を示す
- ・総人口は各年度3月1日現在、住民基本台帳による(外国人登録者を含む)

(資料:川口市の保健・福祉)



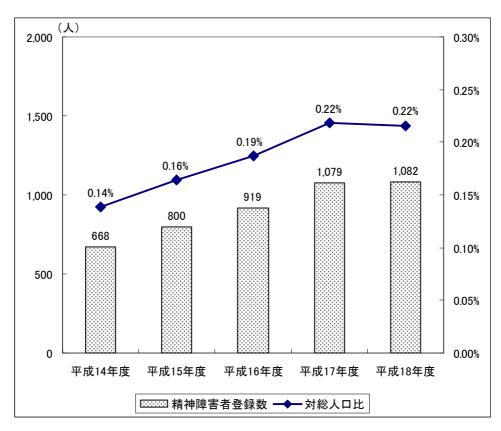
(資料;川口市の保健・福祉)

知的障害者数の障害程度別割合

## 3-5 精神障害者の状況

#### (1)総数

平成18年度における本市の精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者数)は 1,082人で、平成14年度(668人)の1.62倍となっています。対総人口比も 0.22%と、平成14年度(0.14%)から0.08ポイント上昇しています。



(資料;川口市の保健・福祉)

本市の精神障害者数と対総人口比

#### (2) 等級別割合

平成18年度の精神障害者数について、等級別の内訳を見ると、2級が63.8%、3級が27.1%、1級が9.1%となっています。平成13年度からの推移を見ると、最も重い1級の割合が減少する反面、2級及び3級の割合が増加する傾向が見られます。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1級	103	107	110	112	99
	15.4%	13.4%	12.0%	10.4%	9.1%
2級	400	482	577	682	690
	59.9%	60.3%	62.8%	63.2%	63.8%
3級	165	211	232	285	293
	24.7%	26.4%	25.2%	26.4%	27.1%
合計	668	800	919	1,079	1,082
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

精神障害者の等級別割合

・精神障害者登録者数は各年度3月31日現在(単位:人)

481,598

0.14%

下段は合計に対する割合を示す

総人口

対総人口比

・総人口は各年度3月1日現在、住民基本台帳による(外国人登録者を含む) (資料:川口市の保健・福祉)

491,408

0.19%

494,322

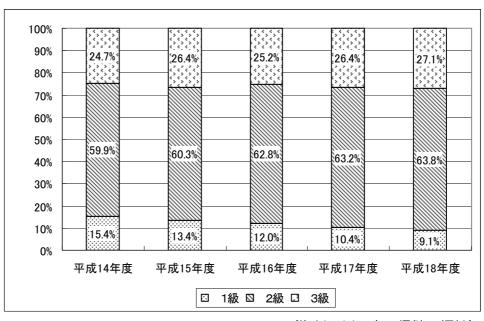
0.22%

501,275

0.22%

486,826

0.16%



(資料;川口市の保健・福祉)

精神障害者の等級別割合

#### (3) 通院公費負担制度利用者数

精神障害者の通院公費負担制度利用者数〔平成18年4月より自立支援医療(精神通院)制度に改正〕を見ると、統合失調症圏が30%台、そううつ病圏が20~30%代で推移しています。

利用者数を精神障害者数(手帳所持者数)と比較すると、依然として大きな開きがあり、手帳を取得していない人が多く存在していることがわかります。

精神障害者通院公費負担制度利用者数

	平成1	4年度	平成1	5年度	平成1	6年度	平成1	7年度	平成1	8年度
症状性又は気質性精神障害	0	0.0%	98	2.9%	113	2.9%	136	3.2%	97	2.6%
脳出管障害及びその後遺症	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
老年期痴呆	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
中毒性精神障害	121	4.2%	137	4.0%	154	4.0%	148	3.5%	117	3.1%
統合失調症圏	1,112	38.7%	1,179	34.6%	1,238	32.3%	1,321	31.4%	1,416	38.0%
そううつ病圏	732	25.4%	901	26.4%	1,089	28.4%	1,216	28.9%	1,205	32.4%
その他の精神病	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
神経症	258	9.0%	330	9.7%	377	9.8%	409	9.7%	248	6.7%
精神病質	35	1.2%	41	1.2%	48	1.3%	54	1.3%	36	1.0%
児童・思春期精神障害	5	0.2%	10	0.3%	13	0.3%	15	0.4%	10	0.3%
てんかん	335	11.6%	357	10.5%	374	9.7%	398	9.5%	368	9.9%
知的障害	31	1.1%	39	1.1%	45	1.2%	50	1.2%	43	1.2%
その他	247	8.6%	315	9.2%	387	10.1%	460	10.9%	184	4.9%
総計	2,877	100.0%	3,408	100.0%	3,838	100.0%	4,207	100.0%	3,724	100.0%

•単位:人

(資料:市障害福祉課)

## 3-6 障害児の就学状況

#### (1) 障害児の就学の状況

平成18年5月1日現在、川口市内の小・中学校の特殊学級(複式学級)では、 小学校143人、中学校66人が在籍しています。児童生徒数は、年々わずかなが らではあるものの増加しています。

なお、平成19年4月から学校教育法に位置づけられた「特別支援教育制度」により「特殊学級」は「特別支援学級」に、「盲・ろう・養護学校」は「特別支援学校」に名称が変更されました。

川口市内の特別支援学級児童生徒数(複式学級)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
小学校		123	128	136	131	143
	知的障害	86	91	91	82	80
	情緒障害	37	37	45	49	63
中学校		52	52	57	60	66
	知的障害	30	32	39	41	41
	情緒障害	22	20	18	19	25

[•]単位:人

資料:「川口市の特別支援教育」(各年)

【参考】埼玉県における特別支援教育の状況

		平成1	7年度	平成1	8年度
	幼稚部	67	0.7%	76	0.7%
	小学部	1,543	15.4%	1,593	15.0%
	中学部	952	9.5%	1,051	9.9%
特別支援	高等部	1,949	19.5%	1,988	18.8%
教育の就学	専攻科	54	0.5%	54	0.5%
状況	小学校特別支援学級	2,450	24.5%	2,610	24.6%
	中学校特別支援学級	1,242	12.4%	1,325	12.5%
	通信指導教室	1,750	17.5%	1,898	17.9%
	総 数	10,007	100.0%	10,595	100.0%
	視覚障害	23	0.9%	21	0.8%
件 501 <del>工</del> 1型	聴覚障害	158	6.3%	158	6.0%
特別支援 学校	病弱	56	2.2%	67	2.5%
	肢体不自由	688	27.6%	710	26.9%
(1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,1,	知的障害	1,570	62.9%	1,688	63.8%
	総 数	2,495	100.0%	2,644	100.0%
	知的障害	2,523	68.6%	2,674	68.0%
	情緒障害	1,134	30.8%	1,234	31.4%
特別支援	病弱•身体虚弱	0	0.0%	9	0.2%
学級	弱視	11	0.3%	9	0.2%
子級 (小•中学部)	肢体不自由	11	0.3%	9	0.2%
(4) · · + +	言語障害	0	0.0%	0	0.0%
	難聴	0	0.0%	0	0.0%
	総 数	3,679	100.0%	3,935	100.0%

•単位:人

資料:「埼玉の特別支援教育」(各年)

### (2) 県内の特別支援学校卒業生の進路

平成18年における埼玉県内の特別支援学校高等部卒業生の進路を見ると、「更生・養護施設就職」430人(67%)、「就職」155人(24%)で、両者を合計すると91%となります。

埼玉県内の特別支援学校高等部の卒業生の進路状況

	進学	就職	授産所・ 職業訓練校	リハビリ センター	更生• 養護施設	療養	家事手伝い	その他	総計
平成3年	16	191	262	15	43	11	3	37	541
十成5年	3%	33%	45%	3%	7%	2%	1%	6%	100%
平成4年	6	206	306	31	38	6	4	38	597
1 /2.7-	1%	32%	48%	5%	6%	1%	1%	6%	100%
平成5年	14	164	313	10	37	9	4	49	551
十成5年	2%	27%	52%	2%	6%	2%	1%	8%	100%
平成6年	9	127	300	21	30	12	1	54	500
十成0年	2%	23%	54%	5%	6%	1%	1%	8%	100%
平成7年	23	161	317	9	32	13	3	22	558
一灰/牛	4%	28%	55%	2%	6%	2%	1%	4%	100%
平成8年	12	130	292	6	54	0	2	28	496
十成0年	2%	25%	56%	1%	10%	0%	0%	5%	100%
平成9年	16	109	267	9	54	1	3	29	459
十八五年	3%	22%	55%	2%	11%	0%	1%	6%	100%
平成10年	12	125	260	9	51	0	1	25	458
1 %10+	2%	26%	54%	2%	11%	0%	0%	5%	100%
平成11年	17	95	272	4	58	0	22	12	468
一人人	4%	20%	57%	1%	12%	0%	5%	3%	100%
平成12年	9	127	325	9	69	0	6	12	545
1 % 12 +	2%	23%	58%	2%	12%	0%	1%	2%	100%
平成13年	9	101	293	7	39	0	17	8	466
1 /2/10-	2%	21%	62%	1%	8%	0%	4%	2%	100%
平成14年	18	83	12	15	380	12	6	10	536
1 /2.1.4	3%	15%	2%	3%	71%	2%	1%	2%	100%
平成15年	16	105	6	11	416	12	6	7	579
1 // 1	3%	18%	1%	2%	72%	2%	1%	1%	100%
平成16年	14	121	3	16	390	12	0	12	568
1 /2010 T	2%	21%	1%	3%	69%	2%	0%	2%	100%
平成17年	28	136	6	12	370	19	6	12	589
. /20 . / —	5%	23%	1%	2%	63%	3%	1%	2%	100%
平成18年	16	155	5	11	430	0	3	22	642
7 /2 I O I	2%	24%	1%	2%	67%	0%	0%	3%	100%

[・]各年3月31日現在,ただし平成18年は10月中旬時点(単位:人)

資料: 「埼玉の特別支援教育」(各年)

# かわぐち ししょうがいしゃふく し けいかくさくてい い いんかい 4 川口市障害者福祉計画策定委員会

### かわぐち し しょうがいしゃふく し けいかくさくてい い いんかいようこう 4ー1 川口市障害者福祉計画策定委員会要綱

#### (設置)

第1条 川口市障害者福祉計画(以下「計画」という。)について必要事項を検討し、計画案を策定するための川口市障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を市長に提言するものとする。
  - (1) 現状把握
  - (2) 事業実施の現況
  - (3) 事業実施の必要量の把握
  - (4) 事業実施の設備目標の設定
  - (5) その他、必要な事項

#### (組織)

- 第3条 委員会は委員15名をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1)知識・学識経験者
  - (2) 障害者団体・関係機関の代表
  - (3) その他、特に市長が必要と認めるもの

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は市長に対する提言の日までとする。

#### (委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。
  - 2 委員長は会を総理し、会議の議長となる。
  - 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務 を代理する。

#### (会議)

- 第6条 委員会は市長が招集し、委員長が会議の議長となる。
  - 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

#### (幹事会)

- 第7条 市長は、委員会に専門部会を置くことができる。
  - 2 専門部会員は、市職員のうちから市長が任命する。
  - 3 専門部会員は、委員会の所掌事務について、必要な情報資料を提供し、付託のあった事項について、調査研究し委員会に報告するものとする。

#### (庶務)

第8条 委員会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

#### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

#### 付 則

- この要綱は、平成9年7月17日から施行する。
- この要綱は、平成15年5月10日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

## 4-2 川口市障害者福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名		所属団体等				
	平 野 方 紹	0	日本社会事業大学 社会福祉学部福祉計画学科 准教授				
	朝日雅也		埼玉県立大学 保健医療福祉学部社会福祉学科 教授				
	豊田満	0	市議会議員				
	関口京子		市議会議員				
	桜 井 由美子		市議会議員				
┃ ┃ ┃ 知識・学識経験者	篠田仲正		社団法人川口医師会 副会長				
一	本多麻夫		川口保健所長				
	大野秀子		川口市民生委員児童委員協議会				
	新 井 保 好		川口市社会福祉協議会 常務理事				
	足助啓子		川口市立校長会				
	北 村 三千代		一般公募				
	戸 上 幸 子		一般公募				
	小巻喜一		社団法人川口市身体障害者福祉会 理事長				
障害者関係団体	松 本 哲		社会福祉法人みぬま福祉会 川口太陽の家 施設長				
	長谷川清		川口市・鳩ヶ谷市 精神障害者家族の会 会長				
事 務 局		福祉部 障害福祉課					

※◎:委員長 ○:副委員長 敬称略

# かわぐち ししょうがいしゃふくし けいかくさくてい い いんかいせんもん ぶ かい り 川口市障害者福祉計画策定委員会専門部会

# かわぐち し しょうがいしゃふく し けいかくさくてい い いんかいせんもん ぶ かいようりょう 5ー1 川口市障害者福祉計画策定委員会専門部会要領

#### (設置)

第1条 川口市障害者福祉計画(以下「計画」という。)の原案策定について、委員会に必要事項を 情報提供し、委員会を補佐するための川口市障害者福祉計画策定委員会専門部会(以下「専門 部会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 専門部会は、計画について必要な次の事項を検討する。
  - (1) 現状把握
  - (2) 事業実施の現況
  - (3) 事業実施の必要量の把握
  - (4) 事業実施の設備目標の設定
  - (5) その他、必要な事項

#### (組織)

第3条 専門部会は委員21名以内をもって組織し、市職員のうちから市長が任命する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画策定が完了するまでとする。

#### (部会長及び副部会長)

- 第5条 専門会に部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部長、副部会長は福祉部理事とする。
  - 2 部会長は会を総理し、会議の議長となる。
  - 3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

- 第6条 専門部会は部会長が招集する。
  - 2 専門部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 部会長は、必要があると認められたときは、外部を含む関係者・団体等の出席を求めて説明 又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 専門部会の庶務は福祉部障害福祉課において処理する。

# (委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

# 付 則

- この要領は、平成9年7月17日から施行する。
- この要領は、平成14年5月10日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

# かわぐち ししょうがいしゃふく し けいかくさくてい い いんかいせんもん ぶ かい い いんめい ぼ 5ー2 川口市障害者福祉計画策定委員会専門部会委員名簿

区 分	氏名	職名	
部 会 長	神山 隆	福祉部長	
副部会長	加藤 邦則	福祉部理事	
	藤波 博	政策審議員(福祉環境担当)	
	橋口 純一	企画財政部財政課長	
	大谷 和史	健康増進部介護保険課庶務係長	
	林 啓子	健康増進部保健センター母子保健係長	
	小田 正子	健康増進部保健センター成人保健係主事	
	平田 安広	経済部労政課長	
	飯塚 康雄	建設部住宅課政策係長	
	石井 洋	都市計画部都市計画課施設計画係長	
   部 会 員	小島 貞男	都市計画部建築審査課参事	
	薄井 直樹	都市整備部都市整備管理課まちづくり推進係長	
	橋本 眞盛	教育総務部社会教育課社会教育係長	
	高橋 光代	学校教育部指導課教育研究所指導主事	
	弓場 賢一郎	医療センター庶務課長	
	庄司 功	福祉部福祉課庶務係長(~平成20年1月14日)	
	長谷部 稔	福祉部高齢福祉課支援係長	
	石坂 裕	福祉部子育て支援課支援係長	
	平井 和子	福祉部保育課指導係長	
	落合 進	福祉部わかゆり学園更生第1係長	
事 務 局		福祉部 障害福祉課	

# しょうがいふく し かんれんだんたい ちょう さ けっ か **管害福祉関連団体アンケート調査結果**

本計画の策定にあたっては、施策に対する障害福祉関連団体の意見をきくため、アンケート調査を実施しました。

# 6-1 アンケート調査の概要

- ●実施期間 平成19年7月下旬から8月上旬
- ●調査対象 市内で活動する障害者福祉関連団体46団体
- ●実施方式 郵送配布、郵送回収
- ●回収数(回収率) 29団体(59.2%)

# 6-2 主な意見

主な設問と、それに対する主な意見を以下に示します。

#### |問5 市内で障害者関連団体のネットワークを考える場合、どのような会が望ましいと思いますか。

- ●障害者団体間の交流、情報交換、問題の共有、ネットワークづくり
- ●家族相互の交流、情報交換の機会づくり
- ●障害者と多様な人々、関係機関、地域社会との交流
- ●川口市障害者団体連絡協議会の機能充実・活用
- ●障害者が集える場所の確保

#### 

- ●障害者自らが積極的なコミュニケーションを図ることも大事
- ●行事やイベントなどへの障害者の参加を通した地域との交流
- ●学校における福祉教育の推進
- ●障害者団体活動のPRや障害者作品展などの開催

#### 問9 障害者が参加している地域活動や交流活動への意見やアイディアについて、ご自由にお書きください。

- ●障害者団体の活動への市民の参加を促す
- ●地域が障害者を積極的に受け入れる努力をしてほしい(情報提供を含む)
- ●行事や祭り等への参加を通して交流を図る
- ●老人ホーム、保育園、学校など地域との連携が必要
- ●移動支援や活動の企画に携わるボランティアの支援が必要

# 問10 貴団体をはじめ、障害者福祉団体の活動へのボランティアを育成するための工夫やアイディアについて、 ご自由にお書きください。

- ●定年退職者(団塊の世代)や小中学生など幅広い年代にボランティア活動参加を進める
- ●ボランティア活動を通して障害者を理解してもらうことが大事
- ●有償であってもボランティアの育成が大事
- ●養成講座、研修や実習・体験によるボランティアの育成を
- ●専門性の高いボランティアの育成が必要
- ●ボランティア参加者に特典を付与するなどの工夫も必要

# 問12 障害者の就労に関する意見やアイディアについて、ご自由にお書きください。

- ●ジョブコーチの充実
- ●企業に対し受け入れ体制や障害者の労働環境整備を啓発してほしい
- ●市や公共機関における障害者の雇用促進を
- ●一般就労と福祉的就労がつながるようなしくみがほしい
- ●障害者の雇用に取り組んでいる企業(中小も含めて)の情報がほしい。
- ●ボランティア参加者に特典を付与するなどの工夫も必要

#### 問14 大規模災害や犯罪から障害者を守るための意見やアイディアについて、ご自由にお書きください。

- ●住所地の町会・自治会等に、障害者の情報を伝達することも必要(本人の了解のもと)
- ●災害時に自身を守るため電話や笛を常時携帯
- ●障害者の防災訓練への参加を促進する
- ●聴覚障害者に緊急を知らせる装置の整備を
- ●障害者の避難場所の確保を(一般の人との避難生活は難しい)

#### 問15 障害者福祉に関する情報や相談に関する意見やアイディアについて、ご自由にお書きください。

- ●一つの窓口で、福祉に関する情報を得たり、各種相談に応じて頂けるようにして欲しい (ワンストップサービス)
- ●川口駅周辺の施設に、情報交換や障害者団体の会議や相談業務等も出来る拠点が必要
- ●障害者は他の障害者に比べ、情報が得にくいことを理解し、情報提供の方法を工夫してほしい
- ●療育相談や発達教育の専門知識のある人材を確保してほしい
- ●障害者の避難場所の確保を(一般の人との避難生活は難しい)
- ●高齢者や障害者にとってインターネットは難しいので、きめ細かい情報の提供をお願いしたい
- ●相談支援センターの積極的なPRにより認知度アップを
- ●情報収集の方法を知りたい。市内にある様々な相談場所のパンフレットがあればいいと思う

#### 問16 障害者が暮らしやすいまちづくりにむけて必要なことについて、ご自由にお書きください。

- ●車道・自転車道・歩道に分けられた道路の整備を
- ●歩道上や駅前の放置自転車の撤去を
- ●視覚障害者用の誘導点字ブロックの見直しを
- ●新しい建物等を作る際は、事前に障害者の意見を反映してほしい
- ●心のバリアフリーの推進

### 問17 障害者福祉施策に関する意見や要望がありましたら、ご自由にお書きください。

- ●自立支援法により格差を感じる。制度の改善や負担軽減策を望む
- ●福祉タクシー券とガソリン券を利用実態に合わせて選択できるようにして欲しい
- ●ガイドヘルプサービスの時間制限の撤廃を
- ●レスパイトサービスを増やしてほしい

# 7 障害者意見交換会の結果

本計画の策定にあたっては、当事者である障害者の方々のご意見を反映するため、意見交換会を実施しました。

# 7-1 **意見交換会の概要**

# 第1回(障害種別ごとに実施)

●開催日時 平成19年8月8日 (知的障害者、精神障害者)

同8月9日(身体障害者)

●開催場所 上青木公民館

●テーマ 1. 情報や相談について

2. ふれあいや交流について

3. 安心・安全について

4. まちづくりについて

5. 働くことについて

●参加者 身体障害者及び関係者: 9名

知的障害者及び関係者:13名

精神障害者及び関係者: 5名

計27名

# 第2回(全体で実施)

●開催日時 平成19年11月13日

●開催場所 上青木公民館

●テーマ 第1回の意見を踏まえた全体討議

●参加者 33名

# 7-2 第1回意見交換会で寄せられた意見

	1)情報や相談について	2)ふれあいや交流について	3)安心・安全について
	・総合的に対応してもらえる窓口、ワンストップサービスが欲しい。	・障害に対する理解、正しい認識を持ってもらえる ような <b>ふれあいの機会</b> をふやしたい。	・緊急時のために、日常生活の居場所や自分の 状態を <b>周囲の人に知っておいてもらう</b> ことが大 事。
	 ・キュポラや支所で福祉の手続きができるように してもらいたい。	- <b>障害者団体同士の交流</b> (意見交換)を <b>もっと盛んに</b> したい。	・障害の種別によって避難の仕方も違うため、 <b>障害の避難訓練</b> を実施してほしい。 ⇒市の防災訓練に障害者も参加を。
身体		・障害者同士、もしくは一般の人と、 <b>いつでも交流できる場</b> が欲しい。	・聴覚障害者の急病時に対応できるよう、21時 以降も利用できる手話通訳派遣制度をお願いしたい。
	・「しらゆりの家」のレスパイト支援(緊急一時支援)は、16歳以上の知的障害者も利用できることをもっと宣伝してほしい。	・たんぽぽ福祉村で昨年度市の <b>防災訓練</b> に参加 したがとても <b>よかった</b> 。みんなもぜひ参加してほし い。	・AED(自動体外式除細動器)を施設に配置するための補助がほしい。
知的	・「しらゆりの家」で <b>低年齢の受け入れ</b> も考えてほ しい。		・緊急時に備え、 <b>在宅生活の障害者</b> が普段どの 部屋で生活しているのかなどを、町会や自治会で 把握しておいてほしい。
	・乳幼児期の <b>障害の早期発見</b> に力を入れ、 <b>療養相談</b> などをもっと <b>充実</b> してほしい。		・警察も知的障害者に対する理解をもっと深めて ほしい。
	<ul><li>一般の学校でも障害を抱えている子どもが増えており、障害のはざまにある子や親に向けた相談機関が必要ではないか。</li></ul>		・障害者の搬送のための <b>駐車許可の申請</b> をもう少し <b>柔軟</b> にしてほしい。
	・障害者の <b>教育や就労</b> などに関する <b>相談窓口の</b> 設置を計画に位置づけて欲しい。		・避難所での集団生活が困難な障害者に配慮した災害対策も考えてほしい。
	・川口市の <b>相談事業</b> は充実しているが <b>周知</b> は今一つ。内容などをもっと知らせたい。	・すべての障害者共通のスポーツや文化的な催しを通して種別を超えた理解を深めたい。	・精神障害者の場合、 <b>災害時</b> に一番困ることは <b>薬</b> の問題。市で精神安定剤だけでも <b>確保</b> しておいて ほしい。
	・精神障害の場合、相談に関しては複雑なケースもあるため、 <b>病院や家族会等とのつながり</b> も重要。	<ul><li>・地域の人たち(商工会、商店会など)との交流に向けた調整や関係づくりなどは行政が担ってほしい。</li></ul>	⇒(災害時の精神障害者向け薬の確保について) 市内の病院や薬局の体制を把握しておく必要が ある。
精神	・ケースワーカーのいない病院では、 <b>医者</b> から直接本人に <b>相談窓口の案内</b> などをしてもらいたい。	<ul><li>・相談事業で個別に対応するためには人手が必要であり、その確保に支援がほしい。</li></ul>	
		<ul> <li>精神障害の正しい理解のための広報(精神障害のために犯罪を起こすことはないことなど)を行ってほしい。</li> </ul>	
		・精神障害者や家族の <b>思いや声</b> を一般の人に向けて <b>情報発信</b> していきたい。	
	相談の充実	障害者同士の交流充実	在宅障害者の状況把握と周囲の協力体制
	案内の充実	障害者と地域との交流充実	避難訓練への参加
	情報発信の充実	障害への理解を深める方策充実	障害に応じた災害時、災害後の対策
	・市内6ヶ所に設置している相談支援事業所や、 市内1ヶ所に設置している障害者就労支援セン ターとも連携を図りながら、今後も相談体制の充 実を図っていく。また、様々な情報についても、市 のホームページや広報等を通じて周知するよう努 めていく。	<ul> <li>・彩の国ふれあいビック(障害者スポーツ大会)への参加者の促進を図る。</li> <li>・障害者週間記念事業の充実を図る。</li> <li>・たたら祭りやボランティア見本市等への出店を通じて交流を図る。</li> <li>・障害に関する各種講座や教室を開催する。</li> </ul>	【計画への反映】
共通意見に対 する計画方針	【計画への反映】 〇基本テーマ2 「地域における障害者の生活支援」 2-1	【計画への反映】 〇基本テーマ1 「心のバリアフリーと地域における支えあい活動 の促進」	○基本テーマ6 「障害者にとって安全・安心のまちづくり」 6-4 「防災・防犯体制の充実」
	「情報提供・相談体制の充実」	1-1 「啓発活動・福祉教育の推進」 〇基本テーマ3 「障害者の社会参加・活動の支援」	
		3-3 「スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実」	

4)まちづくりについて	5)働くことについて	6)その他	障害別特記事項	
・駅前から <b>キュボラ</b> の図書館までの <b>誘導</b> がうまく いっていない。 <b>次善</b> 願いたい。		・自立支援について。移動支援が大幅に削減され、ガイドヘルパー利用が十分にできない。利用 枠の拡大や人材確保を考慮してほしい。		
・キュボラのエレベーターは箱内に階数表示がなく 今何階かわからない。改善してほしい。	- 障害者の雇用についての市の考えは? ⇒労政課と連携し庁内専門部会等で検討しながら この障害者福祉計画に反映していく。			
<ul><li>駅前に電光掲示板によるニュース表示がほしい。</li></ul>	⇒平成18年度から障害者就労センターを設置し NPOで運営している。さらに周知していきたい。		福祉の総合窓口について、過去に検討した が対総合的に対応する職員の配置等が無 理なこと実現に至らなかった。	
・歩道の整備について、障害によって求める仕様が違うため、 <b>職員も</b> アイマスクなどで <b>危険箇所</b> を体験してほしい。				
⇒バリアフリー新法に向けた検討会で検討していきたい。				
・障害の種類により困る箇所や求めるものが違う ため、これからのまちづくりでは <b>障害者の意見</b> をよ く聞いてほしい。	・知的障害者のための仕事を市でも積極的に創出して、 <b>働く場を確保</b> してほしい。	・「しらゆりの家」の緊急対応支援で必要となる診断書の提出について、年1回は負担が重いためもう少し長くしてほしい。		
	・養護学校でタイムカードの意味や上司、部下の 関係についても <b>学習</b> しておいてほしい。	・この計画では、自立支援計画のような国の算定基準でなく、 <b>川口市独自の目標設定</b> をお願いしたい。	知め陪字についてけ 字体レオーレの問わ	
	⇔(反対の意見)仕事に関することは卒業後に覚えるべき。養護学校はむしろ <b>日常生活の世話や自立の方法</b> を身に付けるべき。	・障害者の高年齢化への対応。特に65歳以上になった知的障害へのきめ細かな支援をお願いしたい。		
	・すべて自立支援法の施設に移行するのではなく、 <b>従来のやり方</b> (一般就労できない人たちへの支援など)の <b>選択肢</b> として残してほしい。	・重度の知的障害者の介護に関して、支援員の 技術向上をお願いしたい。	究を推進したい。	
		・学童保育利用対象年齢以外の障害児の放課後 対策について、市として <b>受什皿</b> を考えてほしい。		
・キュポラのエントランスから奥のエレベーターまでの <b>ガイド</b> がないため改善してほしい。	・(就労支援後の)職場定着のために労働環境の 改善や望ましい職場環境の研究が必要。			
・埼玉県のように <b>当事者</b> が <b>自由</b> に集まることのできる <b>交流センター</b> がほしい。			精神障害者の特徴は、疾病と障害が共存していることである。よって、保健・医療・福祉と政策を考える必要がある。保健・医療では予防活動が中心となり、講座や教室に加え若い世代へ普及啓発を充実させ、早期発見・早期治療・再発防止を促進したい。福祉	
			では専門家による相談支援体制を推進し、 適切な医療を受けながら日中活動を送る為 の相談体制を充実させたい。また、退院促 進に関する地域の環境調整を研究したい。	
障害者の声を反映したまちづくり 交流の場づくり	働く場の確保	自立支援制度への要望		
・障害者・高齢者が住みよいまちづくりを推進するために、パリアフリー法や県福祉のまちづくり条例に定める基準に基づくまちづくりを実施するとともに、建築関係団体、福祉関係団体と共に情報交換等を行って福祉のまちづくりに対する意識の向上に努める。  【計画への反映】  〇基本テーマ6 「障害者にとって安全・安心のまちづくり」6-2 「障害者にとってやさしい施設整備」	・市内に1ヶ所設置している障害者就労支援センターや、市内6ヶ所に設置している相談支援事業所と連携を図りながら、就労に対する支援を行っている。・川口公共職業安定所と密接な連携を保ちながら、事業主に対する障害者雇用の理解を求める啓発などを進め、障害者の一般企業への雇用を促進していく。 【計画への反映】 〇基本テーマ3 「障害者の社会参加・活動の支援」3-1 「就労の促進」			

# 7-3 第2回意見交換会の要旨

#### (川口市聴力障害者協会):

- ①各障害者団体同士の交流の場をつくってほしい。各団体の活動拠点となる公的な場所を確保してほしい。
- ②バリアフリーやハートビル法などがあるが、ソフト面でのバリアフリーも必要。通訳者派遣などを行ってほしい。 市役所での手続きなどにも通訳を付けてもらえるようにしてほしい。通訳者も市役所職員として採用して公的身 分の方にしてほしい。

#### (障害者の生活を高める川口市民の会):

このような場を設けていただいたこと、アンケートを丁寧にまとめていただいたことに感謝したい。

- ①8日に県が自立支援法の実施状況を報告したが、自立支援法によって親や施設職員は肉体的にも経済的にも非常に苦しくなっている。どうにか考えてほしい。
- ②グループホームや生活ホームの整備が追いつかない中で、養護学校卒業後の進路に不安を抱えている方が多い。 この計画でも考えて欲しい。

#### (たんぽぽ福祉村):

最初の方の意見について情報提供したい。キュポラの中の会議室は現在利用している団体も多く、利用できるのではないか。また、中央ふれあい館も障害者団体は無料で利用できるとのことである。個人的には、入口脇の使われていないフロアを障害者団体が利用できればと思う。

私からの意見をひとつ。障害のある子どもたちの療育について、アンケートに書かせていただいたので、そうした 面での対応をよろしくお願いしたい。

#### (川口太陽の家):

- ①身体・知的・精神の3つに分類できない、はざまの人たちからの相談が増えている。障害者福祉計画では、発達障害や高次脳機能障害などの人たちのとらえ方はどうなっているのか。
- ②就労やスポーツ、レクリエーションなどの項目があるが、ここでいう就労とは一般就労なのか、福祉的就労なのか。

#### (事務局):

- ①の新しい障害については、高次脳機能障害など個々の対応が図られつつあるものもあるが、多くは新しい障害であり制度が追いついておらず、現在研究を進めている段階である。すぐに成果がでるというわけではなく、今後も引き続き研究を進めていく。
- ②の就労について、福祉的就労も当然含むが、ハローワークで実施しているトライアル雇用の周知など、ハローワーク、障害者支援センター、労政課などと連携しながら一般就労も含めて取り組んでいく。

#### (川口病院精神障害者家族会〔あおば会〕):

東京在住のため、これまでこのような場に来る機会がなかった。2点質問したい。

- ①前計画にある施設整備の達成状況はどのようになっているか。
- ②今後、3障害を一括していくようになると、それぞれの障害特性にあった施設整備ができるのか心配。相談体制も含めてそれぞれの障害のニーズにあった支援ができるのか。

#### (事務局):

- ①平成15年度策定の計画の施設整備について、精神障害者に関する施設は平成19年度時点でほぼ達成している。
- ②3障害を対象とした計画であるが、個々の障害の特性もしっかり踏まえた計画としていく。

#### (川口市・鳩ヶ谷市精神障害者家族の会〔わかば会〕):

前計画の時点とは精神障害者に関する法律が大きく変わったこともあり、当時の目標はほぼ達成していると思う。 発達障害に関しては、川越に相談支援ができている。高次脳や難病などについては県も検討中であり、次回の計画に 反映していただきたい。

#### (わかゆり学園保護者会):

幼稚園児で今は保育中心のため、療育に関して不足を感じている。早めに保育と並行して療育の場も求めたい。保育の場という制約のため薬が飲ませられない。また、今後、小学校にあがっても学童保育の枠が一杯で空き待ち状態と聞いている。その点はいかがか。

#### (事務局):

早期療育については、市としてもなるべくサービスの幅を広げていきたいと考えている。わかゆり学園は知的障害の施設としては全国的にみても大規模なものである。その中に市のデイサービス施設と児童相談所管轄の施設が併設されている。ほかにも医療センター併設への要望もあり、市としても要請をしているところである。すぐに解決は難しいが、引き続き検討していきたい。

療育について、わかゆりの児童デイサービスでは、以前は療育のためのスタッフを採用していたが、制度が変更によって新たな専門職員の配置が必要になったため、療育事業を行うことができなくなった。医療センターとの連携も働きかけているがすぐに解決できそうになく、引き続き努力していきたい。

#### (越谷養護学校PTA川口地区):

川口市でわかゆり学園を卒業した子の多くは川口養護か越谷養護に通うが、最近は、川口市も越谷養護とも連携をとっていただくようになったことを大変感謝している。以前は療育には遠くまで行かなければならなかったが、最近は川口市内の施設も利用できるようになった。(無理な体の使い方をしたため)二次障害が発生するという問題もあり、医療や早期療育にはぜひ力を入れてほしい。また、草木の家も定員一杯と聞く。越谷養護に通う市内在住者は63名いるが、そのうち医療的ケアの必要な子は14名となっている。数年前から医療的ケアをしてくれるナースがつくようになって助かっている。川口は都心に近く医療的ケアが必要な子どもたちも多く暮らしている。そうした子たちの卒業後の受け入れ先についても引き続き検討をお願いしたい。

#### (川口病院精神障害者家族会〔あおば会〕):

就労について、市役所等、公的施設での就労や雇用についてもう少し詳しく聞かせて欲しい。

#### (事務局)

市としての就労支援について、就労支援センターで相談を受け就労に結びつけている。ハローワークでも障害者就 労の支援をしている。市役所の中では市民の労働全般を応援する労政課があり、そこがハローワークとの連携をとっ て企業への啓発事業などを行っている。福祉的就労については、今後は自立支援法上の地域活動支援センターなどに 移っていくことになるが、障害福祉課が担当となって事業のバックアップを行っていく。

#### (川口病院精神障害者家族会〔あおば会〕):

就労支援は相談が主となるのか。国でも障害者雇用に力を入れていくと言うが、公的な場所で法定雇用率を達成していないとも聞く。精神障害者の場合、短時間での勤務などは可能なため、市役所などで訓練の場を設けるなど工夫して欲しい。

#### (事務局):

川口市は法定雇用率を達成している。ご提案に関連するが、市の清掃センターではごみの分別などの業務で障害者 雇用を行っている。今後も作業内容により障害者にできる業務を振り分けていくようにしていきたい。なお、自立支 援協議会でも就労に関する検討を行っており、そのなかには、ハローワークの職員にも参加いただき、企業側と障害 者側の希望のすり合わせを行うよう考えている。

#### (川口市・鳩ヶ谷市精神障害者家族の会〔わかば会〕):

「保健所による県の職親制度」は精神障害者の就労にもっとも適した方法だと思う。

以上

# ようごしゅう

# か行

### 機能訓練

医療的なリハビリテーションを終了した者を対象に、日常動作など日々の周辺環境への適応や、本人への動機づけ等を主な目的として、保健センターなどの公共施設を利用し実施するもの。

# 共用品・共用サービス

財団法人共用品推進機構が開発と普及に努めている共用品・共用サービスは、2000年12月にまとめられた「共用品・共用サービスの定義と原則<2000年度版>」により、「身体的な特性や障害にかかわりなく、より多くの人々が共に利用しやすい製品・施設・サービス」と定義されている。また、5つの原則により①多様な人々の身体・知覚特性に対応しやすい、②視覚・聴覚・触覚など複数の方法により、わかりやすくコミュニケーションできる、③直感的でわかりやすく、心理負担が少なく操作・利用ができる、④弱い力で扱える、移動・接近が楽など、身体的負担が少なく、利用しやすい、⑤素材・構造・機能・手順・環境などが配慮され、安全に利用できる、などが定められた。(次ページ参照)

#### ケアマネジメント

障害者やその家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせ、 適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助を行うこと。

#### 高次脳機能障害

病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。

#### さ行

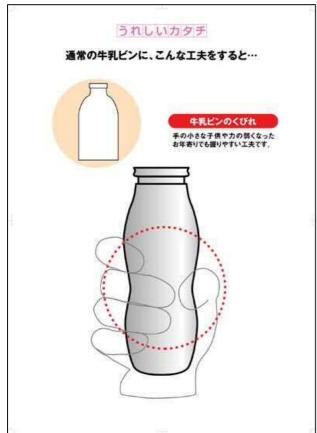
#### 作業療法士

心身に障害を持つ人が、日常生活や社会生活を再建できるように心身機能の回復を促し、身の回りのことを主体的に対処できるようサポートするリハビリテーションの専門家。

共用品の例









(資料:内閣府パンフレット「誰もがイキイキと暮らせる共生社会の実現のために」)

#### 支援籍学習

①障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が一緒に学ぶ機会の拡大を図り、 障害者に対する偏見や差別といった意識上の障壁を取り除く「心のバリアフリー」を育む教育の推進、②障害のある児童生徒の「社会で自立できる力と自信」 を育む教育の推進という方針に沿って具体化された。

「支援籍」には、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の一緒に学ぶ機会を拡大する「通常学級支援籍」、通常の学級や特殊学級に在籍する障害のある児童生徒を支援するための「特別支援学級支援籍」「特別支援学校支援籍」の3つの形態がある。

例えば、「特別支援学校小学部のAさんが、居住地の〇〇小学校口年口組の一員として学校行事や授業に参加する」形態。

#### 障害者基本法

障害のある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障害者施策を総合的かつ計画的にすすめ、障害者福祉を増進することを目的とする法律(平成5年施行)。平成16年6月に改正され、何人も障害のある人に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことが加えられた。

#### 障害者週間

国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者基本法では、12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」としている。

#### 障害者自立支援法

身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類ごとに分かれていた障害者の福祉サービスを一元化するとともに、公平かつ充分なサービス提供を行うことにより、障害者がその特性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する法律(平成18年施行)。

#### 小規模作業所

障害者の保護者や障害者団体等によって運営され、障害者が職業及び生活に関する訓練等を受けたり、創作活動などを行う法定外の通所施設をいう。

#### 身体障害

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、 言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱もしくは 直腸または小腸の機能障害をいう。

# 精神障害

統合失調症、躁うつ病、うつ病、器質性精神障害(てんかん等)、中毒性精神障害など、精神の病気のために社会生活が困難になっている状態をいう。

### 精神保健福祉士

1997年に設けられた精神保健福祉領域の国家資格。社会福祉学を学問的基盤として、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標としている。

#### 成年後見制度

民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な者が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

#### ソーシャル・インクルージョン

イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で、近年の社会福祉の再編にあたってその 基調とされている理念。すべての人々が健康で文化的な生活を送ることができるように、 人々を孤立や排除から救い、社会の構成員として包み込み、コミュニティの力を強化し 支えあう社会目標であり、より積極的に誰もが共に生きる社会の創造を目指す概念。社 会から排除された人々の市民権を回復し、再び社会へ参画することを目的とするため、 欧米では、その実現に向けての公的扶助や職業訓練、就労機会の提供が総合的に実施さ れている。

### た行

#### 地域福祉計画

平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により制定された社会福祉法(第107条)の規定に基づいて策定される計画(市町村地域福祉計画)で、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、および地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を定めることと規定している。川口市では、平成16年度から25年度を期間とする「川口市地域福祉計画『きらり川口地域ふれあいプラン』」を策定している。

# 地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障害、精神障害等で判断能力が不十分な人に対して福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活を送り、権利を擁護することを目的とする事業で、市社会福祉協議会が実施している。

# 知的障害

先天性または出生時ないし、出生後早期に脳髄に何らかの障害を受けているため、知能が未発達の状態に留まり、そのため学習、社会生活への適応が著しく困難な状態をいう。

### 特別支援教育支援員

障害に応じた適切な教育を実施するため、小・中学校において障害のある児童 生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や、 発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行う。

### な行

#### 内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害、もしくはヒト免疫不全ウィルス(HIV)による免疫の機能の障害をいう。

#### 難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。具体的には「筋萎縮性側索硬化症(ALS)」「潰瘍性大腸炎」「網膜色素変性症」「全身性エリトマトーデス」「ベーチェット病」「背髄小脳変性症」「悪性関節リウマチ」「パーキンソン病」などが挙げられる。

# ネットワーク

各主体を網の目のように結びつなぐこと。サービス提供においては、サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築することを意味する。

#### ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそ当たり前(ノーマル)であるという考え方。

#### は行

#### 発達障害者支援法及び発達障害

発達障害の定義と法的な位置づけを明らかにするとともに、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保などを

目的として平成17年に施行された。

発達障害の定義は、同法第2条において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

# バリアフリー (バリアフリー化)

高齢者や障害者が社会へ関わりを持とうとするときに、社会の側でそれを妨げる障壁 (バリア)があるとの認識のもと、バリアをなくすことで社会に関わりやすくする環境 を整えようとする考え方。現代では、道路や建築物における段差解消など、まちづくり におけるバリアフリーのほか、視覚・聴覚障害者等が支障なく情報を得られる「情報バリアフリー」、人々の意識から差別や偏見をなくす「心のバリアフリー」など、ハード・ソフトに関係なくさまざまなバリアをなくす意味で用いられている。

#### ピアカウンセリング

ピアとは「社会的・法的に地位の等しい人、同等・対等者、同僚」の意。ピアカウンセリングは、同じ課題や問題、不安を共有している当事者自身がカウンセラーとなり、同じような立場や情況にある人に対し、相談援助活動を行うことをいう。主に、社会生活を営む上で必要とされる心構えや生活能力の習得に関する相談・助言、生活指導などを行う。

#### 福祉的就労

生産活動に参加することを目的として行う就労であり、労働法規が適用されないものを言う。ここでは賃金ではなく工賃が支払われ、法的には労働契約に基づく労働者として認められていない。福祉的就労の場としては、授産施設などの法定施設と、小規模作業所などの法外施設とがある。

#### ホームヘルパー

障害者等の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、衣類の洗濯、住居等の掃除、 生活必需品の買物、関係機関との連絡、日常生活・介護に関する相談・助言を行う。

#### ポピュレーションアプローチ

できるだけ多くの人を対象とし、対象者全体のリスクを下げるという方法。

#### ボランティア

市民の主体的かつ自主的な活動、または活動者をいう。狭義には福祉分野における自主活動をいうが、広義にはあらゆる自主活動を意味する。

# ま行

#### マルチ商法

儲かるからと友人・知人を商品の販売組織に誘い、商品やサービスを契約させ、次々 に組織への加入者を増やしていくと、利益が得られるという商法。

# や行

#### ユニバーサル、ユニバーサルデザイン

ユニバーサルは「すべてにわたり一般的な」の意。ユニバーサルデザインは、すべての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。ユニバーサルデザインのまちづくりとは、高齢者・障害者・妊産婦・子ども・外国人を含むすべての人にとって使いやすい施設や設備を整備することをいう。

### ら行

#### 理学療法士

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他運動を行わせたり、その他の物理的手段を加える理学療法を用いて、機能障害や能力障害を改善する専門家。

#### リハビリテーション

基本的人権を尊重し、障害者が教育、労働、経済などあらゆる面において障害のない 人と同等な権利を回復するとともに社会的な自立をめざすという考え方。

#### 療育

心身に障害のある児童(障害児)に対し、早期に適切な治療等を行い、障害の治癒や 軽減を図りながら育成することをいう。

#### レスパイト

もともとは「休息・休養」の意味で、障害者や高齢者をもつ家族が、一時的に介護から開放され、心身の疲れを回復するための援助のことをいう。

# ■障害者のシンボルマーク

■障害者のシンホルマーク				
シンボル	(上段) マークの名称			
マーク	(下段) 関係団体・機関	マークの概要、使用方法など		
الح	障害者のための国際 シンボルマーク 財団法人 日本障害	障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す 界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については国際リハ テーション協会の「使用指針」により定められています。なお、 <u>この</u> クは、すべての障害者を対象としたもので、とくに車イスを利用する		
Or I	者リハビリテーショ ン協会	者を限定し使用されるものではありません。 このマークの使用や著作権に ついては、財団法人日本障害者リハビリテーション協会で管理しています		
	盲人のための国際シ ンボルマーク	世界盲人連合(WBU)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。Vによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に関使用してよい。色はすべて青にしなければならない」としています。		
	世界盲人連合	歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがありますね。この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。		
	聴覚障害者を表示す る国際シンボルマー ク	世界ろう連盟(WFD)が定めた世界共通の国際シンボルマークです。19年に一般に紹介されてからは、いくつかの国で定期刊行物やポスター		
	世界ろう連盟	用されています。また、ろう者が通訳その他のサービスを受けられる場所でも使用されています。		
1	聴覚障害者のシンボ ルマーク(国内:耳 マーク)	聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱していす。聴覚障害者は、障害そのものが分かりにくいため「声をかけたのに事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりする		
	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会	ど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手に分かれば相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って呼び出しなど聞こえないことへの配慮を求める場合などに使用されています。		
	「ハート・プラス」 マーク 内部障害者・内臓疾 患者の暮らしについ て考えるハート・プ ラスの会	心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、左記の会が 提唱しています。身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップが あっても、外観からは判らないため、まだ社会に充分に理解されていませ ん。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんど い」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚 的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。		
	オストメイトマーク	オストメイト(人工肛門・人工膀胱を保有する方)を示すシンボルマーで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを すために、トイレの入口に表示するものです。なお、「オストメイト対		
	社団法人日本オスト ミー協会	トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。		
Welcome! / ・・ \	身体障害者補助犬 (ほじょけん) 啓発 マーク	このマークは、補助犬を啓発するために、補助犬を受け入れる店の入りなどに貼るマークです。補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められ「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般のペットと		
	厚生労働省 社会•援護局	異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが 「補助犬」と名乗れます。不特定多数の方が利用する施設(デパートや飲 食店など)では、受入が義務づけられています。このほかにも様々なデザ インのシールが、補助犬受け入れの表示マークとして使われています。		
	身体障害者標識(四つ葉のクローバーマーク)	このマークは、肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法 に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付され ている方は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるとき		
	各警察署 交通安全協会	は、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。		

(資料:埼玉県ホームページ)

# 川口市障害者福祉計画

発 行:川口市 福祉部 障害福祉課

発行年月:平成20年3月

〒332-8601 川口市青木2丁目1番1号

TEL 048-258-1110 (大代表)

FAX 248-256-5650

